

京北町の区域の編入に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成17年3月25日京都市条例第32号）（総務局合併推進室）

京北町の区域の編入に伴い、次のとおり関係条例を整備することとしました。

1 京都市区の所管区域条例関係

新たな町の設置に伴い、規定を整備することとしました。

2 京都市区役所出張所設置条例関係

右京区役所に京北出張所を設置することとしました。

3 京都市職員給与条例関係

京北町の職員で同町の区域の編入後引き続き本市の職員として採用される者に支給する調整手当の月額の限度を定めることとしました。

4 京都市特別会計条例関係

京北地域水道特別会計，農業集落排水事業特別会計及び特定環境保全公共下水道特別会計を設置することとしました。

5 京都市立小学校条例及び京都市立中学校条例関係

京北町において設置されている京北第一小学校，京北第二小学校及び京北第三小学校並びに周山中学校を引き継ぎ，京都市立京北第一小学校，京都市立京北第二小学校及び京都市立京北第三小学校並びに京都市立周山中学校を設置することとしました。

6 京都市保育所条例関係

京北町において設置されているひかり保育園，弓削保育園，周山保育園を引き継ぎ，京都市ひかり保育所，京都市弓削保育所及び京都市周山保育所を設置することとしました。

7 京都市病院事業条例関係

京北町において設置されている京北町国民健康保険直営京北病院，京北町国民健康保険直営黒田診療所，京北町国民健康保険直営山国診療所，京北町国民健康保険直営細野診療所及び京北町国民健康保険直営宇津診療所を引き継ぎ，京都市立京北病院，京都市黒田診療所，京都市山国診療所，京都市細野診療所及び京都市宇津診療所を設置し，本市病院事業として経営することとしました。

8 京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例関係

京都市消防団員の定員を改定することとしました。

9 京都市児童福祉センター条例関係

京北町において設置されている京北母子療育センターを引き継ぎ，京都市児童福祉センター児童療育所を設置することとしました。

10 京都市職員の定年等に関する条例関係

京都市立京北病院，京都市黒田診療所，京都市山国診療所，京都市細野診療所及び京都市宇津診療所において医療業務に従事する医師の定年を定めることとしました。

11 京都市地域水道条例関係

京北町において設置されている黒田簡易水道，京北北部簡易水道，京北中部簡易水道，弓削簡易水道，京北西部簡易水道，熊田簡易水道，細野簡易水道，灰屋飲料水供給施設，余野飲料水供給施設を引き継ぎ，黒田簡易水道，京北北部簡易水道，京北中部簡易水道，弓削簡易水道，京北西部簡易水道，熊田簡易水道，細野簡易水道，灰屋飲料水供給施設，余野飲料水供給施設を設置することとしました。

12 京都市市営住宅条例関係

京北町において設置されている鳥谷団地，周山団地及び橋向団地並

びに特定公共賃貸住宅鳥谷を引き継ぎ，鳥谷市営住宅，周山市営住宅及び橋向市営住宅を設置することとしました。

13 京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例関係

京都市農業委員会の選挙区について，京北町の区域の編入前の同町の区域を除くこととしました。

14 その他

京都市市税条例ほか24条例について，必要な経過措置を定めることとしました。

この条例は，京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京北町の区域の編入に伴う関係条例の整備等に関する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第32号

(京都市区の所管区域条例の一部改正)

第1条 京都市区の所管区域条例の一部を次のように改正する。

右京区の所管区域に次のように加える。

京北芹生町大廣谷，京北芹生町西川上，京北芹生町芹生，京北芹生町杉谷，京北芹生町川上，京北芹生町焼ヶ山，京北芹生町芹生谷，京北芹生町銭谷，京北芹生町アレ田，京北芹生町伊長由利，京北芹生町大畠，京北芹生町滝ノ片，京北芹生町イザナミ

京北灰屋町滝ノ下，京北灰屋町上ノ鳴，京北灰屋町舌ノ本，京北灰屋町段ノ本，京北灰屋町塩野，京北灰屋町火打岩，京北灰屋町高山，京北灰屋町由里ノ下，京北灰屋町大サコ，京北灰屋町栢谷，京北灰屋町塩ノ谷，京北灰屋町廻り渚，京北灰屋町尾拔ヶ，京北灰屋町チコリ山，京北灰屋町松尾，京北灰屋町一ノ谷，京北灰屋町樋ノ谷

京北片波町向畑，京北片波町中尾，京北片波町風呂ノ本，京北片波町桂ヶ谷口，京北片波町小路川原，京北片波町山城谷口，京北片波町東ベラ，京北片波町西ベラ

京北上黒田町水野，京北上黒田町上農，京北上黒田町吉野，京北上黒田町森本，京北上黒田町藪ヶ坂，京北上黒田町草原，京北上黒田町出合，京北上黒田町仲西，京北上黒田町田ノ尻，京北上黒田町木屋谷，京北上黒田町瀧坂，京北上黒田町武地，京北上黒田町割坂，京北上黒田町小谷，京北上黒田町上水出，京北上黒田町北橋，京北上黒田町本仲，京北上黒田町倉谷，京北上黒田町水出，京北上黒田町伊佐波，京北上黒田町中ヶ谷，京北上黒田町山城谷，京北上黒田町折谷，京北上黒田町西谷，

京北上黒田町東谷，京北上黒田町今堀，京北上黒田町沢ヶ谷，京北上黒田町上河原，
京北上黒田町川間

京北宮町宮野，京北宮町下田野，京北宮町上田野，京北宮町笹部，京北宮町日吉，
京北宮町北山，京北宮町南山，京北宮町東中山，京北宮町西中山，京北宮町上總，
京北宮町黒野，京北宮町中食東山，京北宮町中食西山，京北宮町中食兩谷，京北宮
町東谷，京北宮町西谷

京北下黒田町塩野，京北下黒田町鶴野，京北下黒田町野山，京北下黒田町清水，
京北下黒田町小野，京北下黒田町掛尾，京北下黒田町落谷，京北下黒田町矢代，京
北下黒田町井花谷，京北下黒田町中山，京北下黒田町津ノ谷，京北下黒田町駿河谷，
京北下黒田町飛社野，京北下黒田町飛社小野，京北下黒田町東谷，京北下黒田町小
路谷，京北下黒田町箕毛谷，京北下黒田町蛇拔谷，京北下黒田町井花

京北小塩町恵美酒，京北小塩町初川口，京北小塩町宇津輪，京北小塩町今井，京
北小塩町ヌグイ，京北小塩町水木，京北小塩町上野，京北小塩町田中，京北小塩町
森脇，京北小塩町坊野，京北小塩町上坂，京北小塩町丸山，京北小塩町西谷口，京
北小塩町才神，京北小塩町東附，京北小塩町馬場谷，京北小塩町西附，京北小塩町
西谷，京北小塩町中足谷

京北初川町初川口，京北初川町繩手，京北初川町口山田，京北初川町奥山田，京
北初川町北平，京北初川町南平

京北井戸町山田，京北井戸町上町，京北井戸町丸山，京北井戸町才神，京北井戸
町車ヶ瀬，京北井戸町上台，京北井戸町下台，京北井戸町小塩口，京北井戸町神子
ヶ市，京北井戸町佛口，京北井戸町笠岩，京北井戸町甘ヶ市，京北井戸町一ノ谷，
京北井戸町南谷，京北井戸町峯山，京北井戸町吹ヶ谷，京北井戸町滝坂，京北井戸
町拔谷，京北井戸町折谷，京北井戸町高尾，京北井戸町祖母谷，京北井戸町姥ヶ谷，
京北井戸町高畑，京北井戸町矢谷，京北井戸町朴ヶ谷，京北井戸町水呑，京北井戸

町小祖父谷，京北井戸町長子，京北井戸町枕返シ，京北井戸町祭神，京北井戸町大栗，京北井戸町寺山，京北井戸町新甘ケ市，京北井戸町出合，京北井戸町春日野

京北大野町廣畑，京北大野町横枕，京北大野町西三角，京北大野町長池，京北大野町坪阪，京北大野町川東，京北大野町東谷口，京北大野町枳水，京北大野町唐戸，京北大野町飯森，京北大野町小野ケ市，京北大野町小野内，京北大野町清水，京北大野町時杠渡，京北大野町森田，京北大野町滝谷，京北大野町小倉，京北大野町大回互，京北大野町菖蒲ケ回互，京北大野町津ノ尻，京北大野町峠，京北大野町井戸谷，京北大野町出合，京北大野町奥附，京北大野町正木，京北大野町影裏，京北大野町博士，京北大野町飯文字釜，京北大野町須ノ谷，京北大野町笠岩，京北大野町高嶽，京北大野町鍋倉

京北比賀江町長塚，京北比賀江町院谷，京北比賀江町烏谷，京北比賀江町田布施，京北比賀江町深砂川，京北比賀江町亀ノ甲，京北比賀江町藤原，京北比賀江町口烏谷，京北比賀江町西谷菖蒲谷，京北比賀江町西谷白石，京北比賀江町西谷塚谷，京北比賀江町蔭裏，京北比賀江町西谷山神谷，京北比賀江町西谷守谷，京北比賀江町勝山，京北比賀江町中西，京北比賀江町坊ヶ瀬，京北比賀江町西ヶ久保，京北比賀江町西ノ山，京北比賀江町東谷，京北比賀江町部曾谷，京北比賀江町川久保，京北比賀江町城谷，京北比賀江町中ノ谷，京北比賀江町宮ノ前，京北比賀江町水落，京北比賀江町東中溝，京北比賀江町金堀淵，京北比賀江町薦谷，京北比賀江町魚ヶ谷，京北比賀江町明星ヶ江後，京北比賀江町上ノ谷

京北中江町中田，京北中江町横手，京北中江町ナル，京北中江町上ノ町，京北中江町坊ノ上，京北中江町冠，京北中江町傳土，京北中江町谷川尻，京北中江町懸ヶ谷，京北中江町初川谷，京北中江町玄蕃，京北中江町蔭裏，京北中江町大祖父谷，京北中江町奥ノエゴ，京北中江町清水尻，京北中江町吉田谷，京北中江町妹路谷，京北中江町下ノ町，京北中江町向河原，京北中江町上之町，京北中江町下之町

京北塔町上ノ段，京北塔町田布施，京北塔町狭間谷，京北塔町木戸野，京北塔町
三明谷，京北塔町郷藏前，京北塔町宮ノ前，京北塔町愛宕谷，京北塔町宮ノ上，京
北塔町中筋浦，京北塔町三明谷ノ上，京北塔町隠谷，京北塔町清水谷，京北塔町蘇
武谷，京北塔町隠谷ノ奥，京北塔町折谷越，京北塔町宮ノ谷

京北辻町狭間ノ元，京北辻町藤野ノ元，京北辻町下河原，京北辻町岩ケ谷，京北
辻町胡桃ケ谷，京北辻町平ケエゴ，京北辻町掛上り，京北辻町馬場東，京北辻町左
近縄手，京北辻町瀧ケ坂，京北辻町古釜ケ谷，京北辻町桂ケ谷，京北辻町大蘇武谷，
京北辻町日吉ノ元，京北辻町権現ノ元，京北辻町宮ノ前，京北辻町笠岩，京北辻町
鐘撞ケ谷，京北辻町馬場谷，京北辻町奥馬場谷，京北辻町西谷ノ内初川谷，京北辻
町蔭浦，京北辻町清水谷，京北辻町向河原

京北鳥居町西山ノ元，京北鳥居町長谷，京北鳥居町松根，京北鳥居町宮ノ元，京
北鳥居町赤穂田，京北鳥居町向河原，京北鳥居町字川，京北鳥居町床波，京北鳥居
町市無，京北鳥居町上野，京北鳥居町口山田，京北鳥居町茨谷，京北鳥居町中山田，
京北鳥居町赤坂，京北鳥居町奥山田，京北鳥居町塩谷，京北鳥居町林ケ谷，京北鳥
居町中山，京北鳥居町小屋ケ谷，京北鳥居町割谷，京北鳥居町嵐谷，京北鳥居町昇
尾，京北鳥居町向山，京北鳥居町白口谷，京北鳥居町クルビ谷，京北鳥居町庵ノ屋
敷，京北鳥居町蔭浦，京北鳥居町伏拜，京北鳥居町縄手

京北下町藤原，京北下町樋爪，京北下町釜口谷山田，京北下町江尻，京北下町萱
野，京北下町畑ケ谷，京北下町岩ノ元，京北下町森ケ坪，京北下町山ノ鼻，京北下
町川端，京北下町岩ノ上，京北下町丈ケ谷，京北下町船坂，京北下町石山，京北下
町踊所，京北下町山王谷，京北下町山作り，京北下町折谷，京北下町馬場谷，京北
下町蔭裏，京北下町昆沙門谷，京北下町畑野，京北下町清水尻，京北下町谷川尻，
京北下町細谷山田，京北下町竜ケ瀬，京北下町島崎，京北下町姑棄野山，京北下町
野ノ上，京北下町細見，京北下町藤原台，京北下町森脇，京北下町高野，京北下町

上ヶ市，京北下町殿橋ノ元

京北上中町中ノ通，京北上中町制札，京北上中町稲荷，京北上中町東溝端，京北上中町上ノ山，京北上中町久保谷，京北上中町城，京北上中町九免状，京北上中町宮ノ本，京北上中町燈明繩手，京北上中町筒江口，京北上中町神宮寺，京北上中町稲谷，京北上中町東山，京北上中町称谷，京北上中町千谷，京北上中町宮ノ下，京北上中町鹿路口，京北上中町太田，京北上中町宮ノ谷，京北上中町中道寺，京北上中町宮ノ前，京北上中町繩手，京北上中町城下町

京北下中町古札場，京北下中町経田，京北下中町七町田，京北下中町赤田，京北下中町芝崎，京北下中町柿木通，京北下中町小沢，京北下中町西石原，京北下中町東石原，京北下中町勝山田，京北下中町下町田，京北下中町町田，京北下中町上町田，京北下中町河原田，京北下中町茂由，京北下中町東上ノ山，京北下中町寺ノ下，京北下中町大谷，京北下中町早迫，京北下中町東大谷，京北下中町西大谷，京北下中町鳥谷，京北下中町西上ノ山，京北下中町千谷，京北下中町鴨瀬，京北下中町昆沙門堂，京北下中町下河原，京北下中町地神，京北下中町相伴田，京北下中町新七町田，京北下中町新町田，京北下中町新柿ノ木，京北下中町新西石原，京北下中町新溝尻，京北下中町新相伴田，京北下中町新地神，京北下中町新桜，京北下中町新赤田，京北下中町新ヤタ田

京北下弓削町鳴滝，京北下弓削町町下，京北下弓削町辻ノ元，京北下弓削町矢谷奥，京北下弓削町町子，京北下弓削町中川原，京北下弓削町西溝，京北下弓削町辻ノ下，京北下弓削町狭間谷口，京北下弓削町勝山，京北下弓削町中ノ元，京北下弓削町明神川原，京北下弓削町久保，京北下弓削町カ々田，京北下弓削町出合，京北下弓削町杉森，京北下弓削町沢ノ奥，京北下弓削町柴床，京北下弓削町二反通，京北下弓削町井下，京北下弓削町神楽田，京北下弓削町金屋，京北下弓削町東横溝，京北下弓削町鎌川原，京北下弓削町川ナ辺，京北下弓削町西繩手，京北下弓削町西

横溝，京北下弓削町神ノ本，京北下弓削町洲崎，京北下弓削町下川原，京北下弓削町下垣内，京北下弓削町西浦，京北下弓削町辻ノ上，京北下弓削町奥山，京北下弓削町中垣内，京北下弓削町上垣内，京北下弓削町狭間谷，京北下弓削町久バナ，京北下弓削町欠口，京北下弓削町掛上り，京北下弓削町町田，京北下弓削町西櫻，京北下弓削町新矢谷前，京北下弓削町宮川，京北下弓削町沢，京北下弓削町矢谷，京北下弓削町清田

京北塩田町橙田，京北塩田町椎ノ川原，京北塩田町七町田，京北塩田町迎田，京北塩田町折戸，京北塩田町神楽田，京北塩田町西山，京北塩田町源次郎川原，京北塩田町ズリノ下，京北塩田町塩田，京北塩田町内塩田，京北塩田町榎町，京北塩田町屋敷畑，京北塩田町藏ノ本，京北塩田町寺ノ前，京北塩田町高畑，京北塩田町山角，京北塩田町矢谷前，京北塩田町山神前，京北塩田町中奥，京北塩田町新内塩田，京北塩田町新東塩田

京北井崎町シガ田，京北井崎町東大道，京北井崎町小谷，京北井崎町東中道，京北井崎町向中道，京北井崎町アタゴ，京北井崎町長谷，京北井崎町宮ノ下，京北井崎町北畑，京北井崎町北里，京北井崎町三反田，京北井崎町流レ田，京北井崎町南畑，京北井崎町東里，京北井崎町東山，京北井崎町高畑，京北井崎町熊谷，京北井崎町西山，京北井崎町上，京北井崎町中，京北井崎町下

京北赤石町鳥谷小迫口，京北赤石町西篋，京北赤石町東篋，京北赤石町鳥ケ口，京北赤石町酒屋畑，京北赤石町岩方ノ坪，京北赤石町山篋ノ坪，京北赤石町岩ケ坪，京北赤石町滝ケ谷，京北赤石町中谷ノ坪，京北赤石町新鳥ケ口

京北田貫町茂谷，京北田貫町宮ノ前，京北田貫町宮ノ上，京北田貫町イカミ谷，京北田貫町駒谷，京北田貫町室次谷，京北田貫町宮ノ後，京北田貫町カシ谷，京北田貫町見作，京北田貫町赤石口，京北田貫町川ナベ，京北田貫町アラキ，京北田貫町鳥谷，京北田貫町ヤタ田，京北田貫町早迫，京北田貫町榎見谷，京北田貫町室ノ

奥, 京北田貫町北篭, 京北田貫町水谷ノ奥, 京北田貫町足谷, 京北田貫町岩谷, 京北田貫町檀町, 京北田貫町宮ノ下, 京北田貫町澗田, 京北田貫町水谷, 京北田貫町下町, 京北田貫町宗庵谷, 京北田貫町廿代, 京北田貫町西町, 京北田貫町フケ, 京北田貫町手中谷, 京北田貫町南篭, 京北田貫町駒谷篭, 京北田貫町下新田, 京北田貫町上新田, 京北田貫町中新田

京北室谷町奥ノ切, 京北室谷町フルエ, 京北室谷町中ノ切, 京北室谷町下ノ切, 京北室谷町室地, 京北室谷町東南, 京北室谷町西北

京北上弓削町百合ノ鼻, 京北上弓削町下石浦, 京北上弓削町上石浦, 京北上弓削町米津, 京北上弓削町森口, 京北上弓削町口米谷, 京北上弓削町奥米谷, 京北上弓削町柿本, 京北上弓削町向川原, 京北上弓削町向谷, 京北上弓削町下市ノ台, 京北上弓削町上市ノ台, 京北上弓削町堂ヶ谷, 京北上弓削町櫻木, 京北上弓削町白ヶ谷, 京北上弓削町鶉子, 京北上弓削町初田, 京北上弓削町千谷口, 京北上弓削町舟, 京北上弓削町鴨瀬, 京北上弓削町脇谷, 京北上弓削町シレ谷, 京北上弓削町米谷下ノ谷, 京北上弓削町西米谷, 京北上弓削町東米谷, 京北上弓削町童子山, 京北上弓削町大沢, 京北上弓削町西丁子谷, 京北上弓削町東丁子谷, 京北上弓削町男鹿谷, 京北上弓削町東向谷, 京北上弓削町東谷森, 京北上弓削町小屋段, 京北上弓削町八丁, 京北上弓削町八丁山, 京北上弓削町段, 京北上弓削町大前, 京北上弓削町谷田口, 京北上弓削町横枕, 京北上弓削町川原, 京北上弓削町下谷口, 京北上弓削町櫻町, 京北上弓削町寸田, 京北上弓削町木戸口, 京北上弓削町宮ノ下, 京北上弓削町上谷口, 京北上弓削町百合ノ下, 京北上弓削町高山, 京北上弓削町宮ノ本, 京北上弓削町西谷, 京北上弓削町大我屋, 京北上弓削町イソギ谷, 京北上弓削町猪ノ口, 京北上弓削町白屋, 京北上弓削町枋原, 京北上弓削町梅ノ木, 京北上弓削町越木, 京北上弓削町野上, 京北上弓削町隠魚谷, 京北上弓削町荒倉, 京北上弓削町荒骨, 京北上弓削町久保ノ本, 京北上弓削町縄手, 京北上弓削町五月女, 京北上弓削町西沢,

京北上弓削町東沢，京北上弓削町小笹繩手，京北上弓削町神ノ本，京北上弓削町盛本，京北上弓削町上ノ町，京北上弓削町中久保，京北上弓削町下ノ町，京北上弓削町上ノ段，京北上弓削町西知谷，京北上弓削町枋畑，京北上弓削町東知谷，京北上弓削町水舟谷，京北上弓削町西郊ノ元，京北上弓削町東郊ノ元，京北上弓削町岡ノ元，京北上弓削町小倉谷，京北上弓削町岩ヶ鼻，京北上弓削町迫尻，京北上弓削町山本ノ下，京北上弓削町東中筋，京北上弓削町中筋，京北上弓削町長塚，京北上弓削町下中筋，京北上弓削町西中筋，京北上弓削町上二反目，京北上弓削町上ノ谷，京北上弓削町スノコバシ，京北上弓削町奥朝日，京北上弓削町口朝日，京北上弓削町沢ノ尻，京北上弓削町鴨鼻，京北上弓削町朝日山，京北上弓削町森本，京北上弓削町見上谷，京北上弓削町大客路，京北上弓削町三反田，京北上弓削町笹壁谷口，京北上弓削町奥ノ下，京北上弓削町牛子谷，京北上弓削町山鼻，京北上弓削町久保瀬，京北上弓削町柴原段，京北上弓削町中ノ町，京北上弓削町前川，京北上弓削町倉谷，京北上弓削町桧谷口，京北上弓削町油利ノ下，京北上弓削町脇田，京北上弓削町天津本，京北上弓削町段上ノ下，京北上弓削町枋本，京北上弓削町弾正，京北上弓削町下夏路，京北上弓削町上夏路，京北上弓削町下二反目，京北上弓削町高山ノ下，京北上弓削町下ノ谷，京北上弓削町前川原，京北上弓削町上川原，京北上弓削町中川原，京北上弓削町小穂谷，京北上弓削町向山田，京北上弓削町下山田，京北上弓削町柳田，京北上弓削町溝尻，京北上弓削町畑ノ下，京北上弓削町下中ノ上，京北上弓削町芝原谷，京北上弓削町森札上谷，京北上弓削町原山，京北上弓削町皆味曾谷，京北上弓削町客路，京北上弓削町南側，京北上弓削町河原，京北上弓削町新沢，京北上弓削町新知谷，京北上弓削町岡ノ里，京北上弓削町小倉谷口，京北上弓削町スノコ，京北上弓削町朝日，京北上弓削町二反目，京北上弓削町筒江，京北上弓削町西山ノ下

京北宇野町惣谷，京北宇野町石橋，京北宇野町エボシ，京北宇野町南ノ本，京北

字野町廿谷，京北字野町魚ヶ谷，京北字野町ヨソノ，京北字野町下繩手，京北字野町持越，京北字野町久保ノ鼻，京北字野町ササラ，京北字野町谷ノ本，京北字野町八丁谷，京北字野町杉繩手，京北字野町広野，京北字野町中字野，京北字野町東谷，京北字野町ウノ谷，京北字野町西谷，京北字野町中谷，京北字野町奥中，京北字野町東，京北字野町西

京北浅江町川西，京北浅江町下夕目，京北浅江町夷ヶ谷，京北浅江町神子谷，京北浅江町中迫田，京北浅江町北ヶ谷，京北浅江町滝谷，京北浅江町西山，京北浅江町日高見，京北浅江町下迫田，京北浅江町鍋谷，京北浅江町上ノシロ，京北浅江町川東，京北浅江町妙見谷，京北浅江町古沢谷，京北浅江町上エ段，京北浅江町東山，京北浅江町丸山，京北浅江町古夷，京北浅江町澱ノ向，京北浅江町繩手

京北西町明田，京北西町下迫田，京北西町上ノ垣内，京北西町平垣内，京北西町数谷，京北西町上迫田，京北西町山根，京北西町松月，京北西町大坪代，京北西町西ノ本，京北西町奥ノ谷，京北西町東数谷，京北西町西数谷，京北西町西ヶ嶽，京北西町迫ヶ谷，京北西町丸橋谷，京北西町向ノ山，京北西町北ノ谷，京北西町惣谷，京北西町中通

京北矢代中町馬場谷道ノ下，京北矢代中町仲ノ下，京北矢代中町溝ノ下，京北矢代中町北谷，京北矢代中町正雲庵，京北矢代中町宮ヶ谷，京北矢代中町エゴノシタ，京北矢代中町栗木田，京北矢代中町スサキ，京北矢代中町大倉，京北矢代中町百合ノ下，京北矢代中町馬場谷道ノ上，京北矢代中町馬場谷，京北矢代中町坂尻

京北漆谷町大蔵，京北漆谷町投ヶ，京北漆谷町二河，京北漆谷町雫谷，京北漆谷町越田，京北漆谷町南谷，京北漆谷町谷北，京北漆谷町東野，京北漆谷町中島，京北漆谷町堺谷，京北漆谷町川東，京北漆谷町川西，京北漆谷町船里，京北漆谷町西野

京北熊田町東谷，京北熊田町西谷，京北熊田町雨ヶ岳，京北熊田町大迫，京北熊

田町笹原峠，京北熊田町小田原谷，京北熊田町善花坊，京北熊田町奥山口，京北熊田町四通り田，京北熊田町高谷，京北熊田町白草ノシタ，京北熊田町沖代，京北熊田町坊ノシタ，京北熊田町坊，京北熊田町大藤，京北熊田町稲谷，京北熊田町東ノ本，京北熊田町矢谷奥，京北熊田町山伏ノ本，京北熊田町岬ヶ鼻，京北熊田町宮ノ前，京北熊田町梅ノ木谷，京北熊田町深毛，京北熊田町縄手ノ下，京北熊田町松ヶ下，京北熊田町廣野，京北熊田町木戸ヶ谷，京北熊田町勝負谷，京北熊田町矢谷口，京北熊田町新田

京北下熊田町石ヶ谷，京北下熊田町蟹ヶ迫，京北下熊田町黒尾，京北下熊田町グミノ木迫，京北下熊田町魚谷，京北下熊田町丸山，京北下熊田町古沢峠，京北下熊田町大岩ヶ谷，京北下熊田町小岩ヶ谷，京北下熊田町萱ノ谷，京北下熊田町池ノ谷，京北下熊田町座頭谷，京北下熊田町清水山，京北下熊田町東谷，京北下熊田町鎌ヶ谷，京北下熊田町峠菖蒲谷，京北下熊田町佛谷，京北下熊田町大迫，京北下熊田町岩ノ奥，京北下熊田町泓ヶ，京北下熊田町岩ヶ谷，京北下熊田町宮ノ前，京北下熊田町保井谷，京北下熊田町十王前，京北下熊田町妙見谷，京北下熊田町樋ノ詰，京北下熊田町杉ノ谷，京北下熊田町口谷，京北下熊田町魚谷口，京北下熊田町明石境，京北下熊田町明石谷，京北下熊田町小山田輪，京北下熊田町前田谷，京北下熊田町南谷，京北下熊田町岡ノ淵，京北下熊田町腰前，京北下熊田町坂原中ノ谷，京北下熊田町南，京北下熊田町上沢，京北下熊田町澤，京北下熊田町鍋谷，京北下熊田町御霊ノ前，京北下熊田町岩楯，京北下熊田町今峠，京北下熊田町藪ノ下，京北下熊田町岩ヶ坪，京北下熊田町木短田，京北下熊田町東旦，京北下熊田町南平，京北下熊田町西平，京北下熊田町中平，京北下熊田町東平

京北五本松町垣内，京北五本松町平谷，京北五本松町下八面田，京北五本松町セバト口，京北五本松町セバト，京北五本松町谷田ヶ沢，京北五本松町辰振，京北五本松町吉谷，京北五本松町東稲川原，京北五本松町中川原，京北五本松町下川原，

京北五本松町内川原，京北五本松町東里，京北五本松町下里，京北五本松町東山，
京北五本松町西山，京北五本松町西里，京北五本松町中里，京北五本松町西稻川原，
京北五本松町中稻川原，京北五本松町上川原，京北五本松町稲谷口，京北五本松町
稲谷，京北五本松町小山越，京北五本松町上八面田，京北五本松町北，京北五本松
町新稲谷口

京北周山町奥ノ堂，京北周山町百ノ角，京北周山町女ケ野，京北周山町流田，京
北周山町風呂谷，京北周山町小柳，京北周山町タツブリ，京北周山町北谷，京北周
山町上太田，京北周山町太田，京北周山町下太田，京北周山町卯瀧谷，京北周山町
猪ノ谷，京北周山町年ノ森，京北周山町岩ケ谷，京北周山町宮ノ下，京北周山町上
植代，京北周山町上代，京北周山町馬場瀬，京北周山町尼谷，京北周山町上寺田，
京北周山町下寺田，京北周山町高梨子，京北周山町西丁田，京北周山町下台，京北
周山町東丁田，京北周山町上岩ケ谷，京北周山町上ケ市，京北周山町室谷，京北周
山町下岩ケ谷，京北周山町中ケ市，京北周山町下ケ市，京北周山町泓，京北周山町
経塚，京北周山町河端，京北周山町スゴ谷，京北周山町上ノ段，京北周山町明ケ市，
京北周山町森ノ下，京北周山町森ノ尾，京北周山町綾ノ森，京北周山町ダイラ，京
北周山町アチラ谷，京北周山町栗尾谷，京北周山町淵ノ上，京北周山町フケ，京北
周山町山キハ，京北周山町中山，京北周山町太年，京北周山町城山，京北周山町東
山，京北周山町河原谷，京北周山町杉ケ谷，京北周山町隠谷，京北周山町大山，京
北周山町六畑，京北周山町大鳴，京北周山町長谷，京北周山町魚ケ淵，京北周山町
中嶋

京北細野町打谷，京北細野町塚ノ本，京北細野町北谷，京北細野町上ノ山，京北
細野町ヒヨ谷，京北細野町見通，京北細野町坂本，京北細野町山田，京北細野町上
河原，京北細野町下河原，京北細野町奥田，京北細野町向町，京北細野町上北，京
北細野町菖蒲ケ谷，京北細野町岡屋谷，京北細野町獅々ケ谷，京北細野町東又，京

北細野町滝ノ本, 京北細野町北河原, 京北細野町南河原, 京北細野町余野谷東平, 京北細野町余野谷西平, 京北細野町大川表, 京北細野町尻首谷, 京北細野町極楽谷, 京北細野町風呂ケ谷, 京北細野町氏神谷平, 京北細野町滝又谷, 京北細野町濤石, 京北細野町上之町, 京北細野町釜ケ谷, 京北細野町坪ケ池, 京北細野町八十尻, 京北細野町泉谷, 京北細野町藏谷, 京北細野町織木谷, 京北細野町二ツ橋, 京北細野町笠峠, 京北細野町向垣内, 京北細野町下垣内, 京北細野町下小屋谷, 京北細野町上小屋谷, 京北細野町九十尻, 京北細野町大栗, 京北細野町枇杷垣内, 京北細野町山田水ケ元, 京北細野町山田岩清水, 京北細野町山田向丸町, 京北細野町山田六十尻, 京北細野町南五升垣内, 京北細野町北五升垣内, 京北細野町中山田, 京北細野町井根砂子, 京北細野町土取場, 京北細野町不動ケ谷, 京北細野町岩尾砂子, 京北細野町火打岩ケ谷, 京北細野町山田丸町谷, 京北細野町山田植谷, 京北細野町山田松ケ浦, 京北細野町山田赤坂谷, 京北細野町宮ノ上, 京北細野町下壬生垣内, 京北細野町上壬生垣内, 京北細野町田尻谷, 京北細野町滝ノ向, 京北細野町長田, 京北細野町村中, 京北細野町小松尾東平, 京北細野町小松尾西平, 京北細野町土橋上谷, 京北細野町馬谷東平, 京北細野町馬谷西平, 京北細野町京道西平, 京北細野町京道東平, 京北細野町宇治々谷東平, 京北細野町宇治々谷西平, 京北細野町中之里, 京北細野町下之里, 京北細野町西ノ垣内, 京北細野町茨久保, 京北細野町口之久保, 京北細野町中之久保, 京北細野町奥ノ久保, 京北細野町袋ノ久保, 京北細野町東ノ垣内, 京北細野町下ノ垣内, 京北細野町雲作垣内, 京北細野町日本丸垣内, 京北細野町高間谷, 京北細野町岩ケ谷, 京北細野町西ケ谷, 京北細野町栢尾谷, 京北細野町草木谷, 京北細野町細野谷, 京北細野町柴ケ谷, 京北細野町釣瓶税, 京北細野町北ノ砂子, 京北細野町大毛谷, 京北細野町安間谷, 京北細野町尾山, 京北細野町大谷, 京北細野町矢ノ原, 京北細野町見谷, 京北細野町川上, 京北細野町滝谷, 京北細野町中山, 京北細野町芦見口, 京北細野町芦見奥, 京北細野町下ノ本, 京北細野

町久保，京北細野町久留尾南，京北細野町久留尾北，京北細野町上ノ町，京北細野町野原，京北細野町明見，京北細野町里山，京北細野町西谷，京北細野町田中代，京北細野町細川鳴瀬，京北細野町高橋，京北細野町九ノ坪，京北細野町八ノ坪，京北細野町西垣内，京北細野町東垣内，京北細野町家ノ下，京北細野町妙見，京北細野町崩，京北細野町風ヶ鼻，京北細野町大畑，京北細野町尾鼻，京北細野町京極，京北細野町星谷，京北細野町船ヶ坂，京北細野町川北，京北細野町井根ノ上，京北細野町西保登路谷，京北細野町東保登路谷，京北細野町家ノ上，京北細野町宮山，京北細野町崩山，京北細野町向山，京北細野町西星谷，京北細野町東星谷，京北細野町湯屋谷，京北細野町東山，京北細野町余野，京北細野町長野，京北細野町中之垣内，京北細野町信濃垣内，京北細野町下之町，京北細野町庵ヶ谷，京北細野町久留尾

京北柏原町保木，京北柏原町大弓槻，京北柏原町山根，京北柏原町フケ，京北柏原町高野谷，京北柏原町ハブ，京北柏原町妙見，京北柏原町高瀬，京北柏原町下谷，京北柏原町西谷，京北柏原町東谷，京北柏原町不動，京北柏原町向山，京北柏原町畑ヶ中，京北柏原町冬サコ，京北柏原町川北，京北柏原町川南

京北弓槻町恋月，京北弓槻町東垣内，京北弓槻町南ノ下，京北弓槻町坊ノ下，京北弓槻町切島，京北弓槻町西山，京北弓槻町東山，京北弓槻町段ノ上，京北弓槻町下山，京北弓槻町神殿垣内，京北弓槻町ズン越，京北弓槻町川西

京北栃本町宮ノ前，京北栃本町川合，京北栃本町長谷，京北栃本町東町，京北栃本町西町，京北栃本町南川原，京北栃本町新田，京北栃本町正尺，京北栃本町打田，京北栃本町井根ノ上，京北栃本町沓ヶ谷，京北栃本町音谷，京北栃本町栃ヶ谷，京北栃本町南，京北栃本町北

京北中地町愛宕，京北中地町小細川口，京北中地町畑木河原，京北中地町中地平，京北中地町平ノ平，京北中地町横谷口，京北中地町瀧ノ肩，京北中地町四ノ坪，京

京北中地町小細谷, 京北中地町カラウス, 京北中地町蛸谷口, 京北中地町天狗鼻, 京北中地町奥ノ町, 京北中地町中地谷, 京北中地町駒ヶ原, 京北中地町甲田, 京北中地町渡ヶ瀬, 京北中地町出張, 京北中地町平野, 京北中地町神田

京北明石町東代, 京北明石町西代, 京北明石町下免, 京北明石町西久保, 京北明石町島堤, 京北明石町橋下, 京北明石町中山, 京北明石町明石谷, 京北明石町石見谷, 京北明石町宮ノ谷, 京北明石町中代, 京北明石町宮下

京北下字津町駒ヶ原, 京北下字津町神田, 京北下字津町向農, 京北下字津町東畑, 京北下字津町東街内, 京北下字津町中街内, 京北下字津町西街内, 京北下字津町高谷, 京北下字津町庄ノ谷, 京北下字津町大平, 京北下字津町宮ノ下, 京北下字津町大向山, 京北下字津町殿ノ谷, 京北下字津町神子谷, 京北下字津町向ヒ山, 京北下字津町戸堀, 京北下字津町前田, 京北下字津町大畑, 京北下字津町田ノ谷, 京北下字津町枝谷, 京北下字津町人ノ尾, 京北下字津町脇谷, 京北下字津町川下, 京北下字津町大山, 京北下字津町寺ノ下, 京北下字津町池谷, 京北下字津町浮ヶ谷, 京北下字津町櫻ノ坪, 京北下字津町下新田, 京北下字津町奥川原, 京北下字津町本田, 京北下字津町大向, 京北下字津町下, 京北下字津町中, 京北下字津町上

(京都市市税条例の一部改正)

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第3条の2を附則第3条の9とし, 附則第3条の次に次の7条を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

第3条の2 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前の同町の区域内(以下「旧町区域内」という。)の個人の市民税の賦課徴収については, 平成16年度分までに限り, 旧京北町税条例(以下「旧町条例」という。)の例による。

第3条の3 旧町区域内の固定資産に係る固定資産税の賦課徴収については, 平成

1 6年度分までに限り、旧町条例の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、旧町区域内の固定資産に係る第38条第4項の規定の適用については、編入日以後に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する平成18年度分の固定資産税から適用し、編入日前に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3条の4 京北町の区域の編入の際、現に旧町条例の規定に基づき交付を受けている原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識（以下「原動機付自転車等標識」という。）は、第76条（第80条において準用する場合を含む。）の規定に基づき交付を受けたものとみなす。

- 2 旧町条例の規定に基づき交付を受けた原動機付自転車等標識を有する者は、編入日以後、当該原動機付自転車等標識と引換えに、この条例に規定する鑑札の交付を受けることができる。

第3条の5 京北町の区域の編入に伴い、新たに事業所税の課税対象となる旧町区域内の事務所又は事業所における事業に対して課する事業所税については、平成17年10月1日以後に課税標準の算定期間が終了する事業について適用する。

- 2 前項の適用を受ける事業所税は、第187条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までに課税標準の算定期間が終了する事業に限り、当該事業を行う者に対しては、課さない。

- 3 第1項の規定の適用を受ける事業所税の税率は、第192条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に課税標準の算定期間が終了する事業については、資産割にあっては1平方メートルにつき200円、従業者割にあっては100分の0.083とし、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に課税標準の算定期間が終了する事業については、資産

割にあつては1平方メートルにつき400円、従業者割にあつては100分の0.166とする。

4 第2項の規定の適用を受ける事業については、第195条第3項及び第199条の規定は、適用しない。

第3条の6 編入日前に旧町条例の規定により発せられた督促状に係る督促手数料については、編入日以後も、旧町条例第21条の規定の例により、徴収することができる。

第3条の7 編入前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、編入日以後も、旧町条例の例による。

第3条の8 附則第3条の2から前条までに定めるもののほか、旧町区域内におけるこの条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市職員の分限に関する条例

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「法と」を「[法]と」に、「第28条第3項及び同条第6項」を「並びに第28条第3項及び第4項」に、「基き」を「基づき」に、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

2 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)の前日に同町の職員であった者で、引き続き本市の職員として採用されたもの(以下「旧町職員」という。)について、旧職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年京北町条例第9号)の規定により同町の任命権者(地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)が行った分限の手続は、この条例の相当規定に

より、旧町職員を採用した本市の任命権者が行った分限の手續とみなす。

- 3 旧町職員のうち、編入日前に地方公務員法第28条第2項の規定により休職されたものに係る編入日以後の当該休職の効果については、当該休職を、当該職員を採用した本市の任命権者がした休職とみなして、この条例の規定を適用する。
- この場合において、京都市職員給与条例第20条第1項第1号中「京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第2条第2号」とあるのは「地方公務員法第28条第2項第1号」と、同項第2号中「分限条例第2条第2号」とあるのは「地方公務員法第28条第2項第1号」と、同項第3号中「分限条例第2条第4号」とあるのは「地方公務員法第28条第2項第2号」とする。

（京都市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 京都市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（京北町の区域の編入に伴う経過措置）

- 2 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）の前日に同町の職員であった者で、引き続き本市の職員として採用されたもの（以下「旧町職員」という。）について、旧職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年京北町条例第10号）の規定により同町の任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が行った懲戒の手續は、この条例の相当規定により、旧町職員を採用した本市の任命権者が行った懲戒の手續とみなす。
- 3 旧町職員のうち、編入日前に地方公務員法第29条第1項の規定による減給又は停職の処分を受けたものに係る編入日以後の当該処分の効果については、当該処分を本市の任命権者がした減給又は停職の処分とみなして、この条例の規定を適用する。

(京都市消防賞じゅつ金支給条例の一部改正)

第5条 京都市消防賞じゅつ金支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「すでに」を「既に」に、「または」を「又は」に、「応ずる」を「応じた」に改め、同条第3項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に、旧京北町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(以下「旧町条例」という。)の規定により支給すべき事由が生じた賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金で編入日前に支給されていないものについては、旧町条例の例による。この場合において、編入日前に旧町条例第5条の規定による審査がされていないものについては、同条の規定にかかわらず、市長が審査する。

(京都市区役所出張所設置条例の一部改正)

第6条 京都市区役所出張所設置条例の一部を次のように改正する。

右京区役所宕陰出張所の項の次に次の1項を加える。

京北出張所
京都市右京区京
北周山町上寺田
1番地の1

京北芹生町大廣谷, 京北芹生町西川上, 京北
芹生町芹生, 京北芹生町杉谷, 京北芹生町川上,
京北芹生町焼ヶ山, 京北芹生町芹生谷, 京北芹
生町銭谷, 京北芹生町アレ田, 京北芹生町伊長
由利, 京北芹生町大畠, 京北芹生町滝ノ片, 京
北芹生町イザナミ

京北灰屋町滝ノ下, 京北灰屋町上ノ鳴, 京北
灰屋町舌ノ本, 京北灰屋町段ノ本, 京北灰屋町
塩野, 京北灰屋町火打岩, 京北灰屋町高山, 京
北灰屋町由里ノ下, 京北灰屋町大サコ, 京北灰
屋町栢谷, 京北灰屋町塩ノ谷, 京北灰屋町廻り
漕, 京北灰屋町尾拔ヶ, 京北灰屋町チコリ山,
京北灰屋町松尾, 京北灰屋町一ノ谷, 京北灰屋
町樋ノ谷

京北片波町向畑, 京北片波町中尾, 京北片波
町風呂ノ本, 京北片波町桂ヶ谷口, 京北片波町
小路川原, 京北片波町山城谷口, 京北片波町東
ベラ, 京北片波町西ベラ

京北上黒田町水野, 京北上黒田町上農, 京北
上黒田町吉野, 京北上黒田町森本, 京北上黒田
町藪ヶ坂, 京北上黒田町草原, 京北上黒田町出
合, 京北上黒田町仲西, 京北上黒田町田ノ尻,
京北上黒田町木屋谷, 京北上黒田町瀧坂, 京北
上黒田町武地, 京北上黒田町割坂, 京北上黒田
町小谷, 京北上黒田町上水出, 京北上黒田町北
橋, 京北上黒田町本仲, 京北上黒田町倉谷, 京
北上黒田町水出, 京北上黒田町伊佐波, 京北上
黒田町中ヶ谷, 京北上黒田町山城谷, 京北上黒
田町折谷, 京北上黒田町西谷, 京北上黒田町東
谷, 京北上黒田町今堀, 京北上黒田町沢ヶ谷,
京北上黒田町上河原, 京北上黒田町川間

京北宮町宮野, 京北宮町下田野, 京北宮町上
田野, 京北宮町笹部, 京北宮町日吉, 京北宮町
北山, 京北宮町南山, 京北宮町東中山, 京北宮
町西中山, 京北宮町上總, 京北宮町黒野, 京北
宮町中食東山, 京北宮町中食西山, 京北宮町中
食両谷, 京北宮町東谷, 京北宮町西谷

京北下黒田町塩野, 京北下黒田町鶴野, 京北
下黒田町野山, 京北下黒田町清水, 京北下黒田
町小野, 京北下黒田町掛尾, 京北下黒田町落谷,

京北下黒田町矢代, 京北下黒田町井花谷, 京北下黒田町中山, 京北下黒田町津ノ谷, 京北下黒田町駿河谷, 京北下黒田町飛社野, 京北下黒田町飛社小野, 京北下黒田町東谷, 京北下黒田町小路谷, 京北下黒田町箕毛谷, 京北下黒田町蛇拔谷, 京北下黒田町井花

京北小塩町恵美酒, 京北小塩町初川口, 京北小塩町宇津輪, 京北小塩町今井, 京北小塩町ヌグイ, 京北小塩町水木, 京北小塩町上野, 京北小塩町田中, 京北小塩町森脇, 京北小塩町坊野, 京北小塩町上坂, 京北小塩町丸山, 京北小塩町西谷口, 京北小塩町才神, 京北小塩町東附, 京北小塩町馬場谷, 京北小塩町西附, 京北小塩町西谷, 京北小塩町中足谷

京北初川町初川口, 京北初川町縄手, 京北初川町口山田, 京北初川町奥山田, 京北初川町北平, 京北初川町南平

京北井戸町山田, 京北井戸町上町, 京北井戸町丸山, 京北井戸町才神, 京北井戸町車ヶ瀬, 京北井戸町上台, 京北井戸町下台, 京北井戸町小塩口, 京北井戸町神子ヶ市, 京北井戸町佛口, 京北井戸町笠岩, 京北井戸町甘ヶ市, 京北井戸町一ノ谷, 京北井戸町南谷, 京北井戸町峯山, 京北井戸町吹ヶ谷, 京北井戸町滝坂, 京北井戸町拔谷, 京北井戸町折谷, 京北井戸町高尾, 京北井戸町祖母谷, 京北井戸町姥ヶ谷, 京北井戸町高畑, 京北井戸町矢谷, 京北井戸町朴ヶ谷, 京北井戸町水呑, 京北井戸町小祖父谷, 京北井戸町長子, 京北井戸町枕返シ, 京北井戸町祭神, 京北井戸町大栗, 京北井戸町寺山, 京北井戸町新甘ヶ市, 京北井戸町出合, 京北井戸町春日野

京北大野町廣畑, 京北大野町横枕, 京北大野町西三角, 京北大野町長池, 京北大野町坪阪, 京北大野町川東, 京北大野町東谷口, 京北大野町枡水, 京北大野町唐戸, 京北大野町飯森, 京北大野町小野ヶ市, 京北大野町小野内, 京北大野町清水, 京北大野町時杠渡, 京北大野町森田, 京北大野町滝谷, 京北大野町小倉, 京北大野町大回互, 京北大野町菖蒲ヶ回互, 京北大野町津ノ尻, 京北大野町峠, 京北大野町井戸谷, 京北

大野町出合, 京北大野町奥附, 京北大野町正木, 京北大野町影裏, 京北大野町博士, 京北大野町飯文字釜, 京北大野町須ノ谷, 京北大野町笠岩, 京北大野町高嶽, 京北大野町鍋倉

京北比賀江町長塚, 京北比賀江町院谷, 京北比賀江町烏谷, 京北比賀江町田布施, 京北比賀江町深砂川, 京北比賀江町亀ノ甲, 京北比賀江町藤原, 京北比賀江町口烏谷, 京北比賀江町西谷菖蒲谷, 京北比賀江町西谷白石, 京北比賀江町西谷塚谷, 京北比賀江町蔭裏, 京北比賀江町西谷山神谷, 京北比賀江町西谷守谷, 京北比賀江町勝山, 京北比賀江町中西, 京北比賀江町坊ヶ瀬, 京北比賀江町西ヶ久保, 京北比賀江町西ノ山, 京北比賀江町東谷, 京北比賀江町部曾谷, 京北比賀江町川久保, 京北比賀江町城谷, 京北比賀江町中ノ谷, 京北比賀江町宮ノ前, 京北比賀江町水落, 京北比賀江町東中溝, 京北比賀江町金堀淵, 京北比賀江町薦谷, 京北比賀江町魚ヶ谷, 京北比賀江町明星ヶ江後, 京北比賀江町上ノ谷

京北中江町中田, 京北中江町横手, 京北中江町ナル, 京北中江町上ノ町, 京北中江町坊ノ上, 京北中江町冠, 京北中江町傳土, 京北中江町谷川尻, 京北中江町懸ヶ谷, 京北中江町初川谷, 京北中江町玄蕃, 京北中江町蔭裏, 京北中江町大祖父谷, 京北中江町奥ノエゴ, 京北中江町清水尻, 京北中江町吉田谷, 京北中江町妹路谷, 京北中江町下ノ町, 京北中江町向河原, 京北中江町上之町, 京北中江町下之町

京北塔町上ノ段, 京北塔町田布施, 京北塔町狭間谷, 京北塔町木戸野, 京北塔町三明谷, 京北塔町郷藏前, 京北塔町宮ノ前, 京北塔町愛宕谷, 京北塔町宮ノ上, 京北塔町中筋浦, 京北塔町三明谷ノ上, 京北塔町隠谷, 京北塔町清水谷, 京北塔町蘇武谷, 京北塔町隠谷ノ奥, 京北塔町折谷越, 京北塔町宮ノ谷

京北辻町狭間ノ元, 京北辻町藤野ノ元, 京北辻町下河原, 京北辻町岩ヶ谷, 京北辻町胡桃ヶ谷, 京北辻町平ヶエゴ, 京北辻町掛上り, 京北辻町馬場東, 京北辻町左近縄手, 京北辻町瀧ヶ

坂, 京北辻町古釜ケ谷, 京北辻町桂ケ谷, 京北辻町大蘇武谷, 京北辻町日吉ノ元, 京北辻町権現ノ元, 京北辻町宮ノ前, 京北辻町笠岩, 京北辻町鐘撞ケ谷, 京北辻町馬場谷, 京北辻町奥馬場谷, 京北辻町西谷ノ内初川谷, 京北辻町蔭浦, 京北辻町清水谷, 京北辻町向河原

京北鳥居町西山ノ元, 京北鳥居町長谷, 京北鳥居町松根, 京北鳥居町宮ノ元, 京北鳥居町赤穂田, 京北鳥居町向河原, 京北鳥居町宇川, 京北鳥居町床波, 京北鳥居町市無, 京北鳥居町上野, 京北鳥居町口山田, 京北鳥居町茨谷, 京北鳥居町中山田, 京北鳥居町赤坂, 京北鳥居町奥山田, 京北鳥居町塩谷, 京北鳥居町林ケ谷, 京北鳥居町中山, 京北鳥居町小屋ケ谷, 京北鳥居町割谷, 京北鳥居町嵐谷, 京北鳥居町昇尾, 京北鳥居町向山, 京北鳥居町白口谷, 京北鳥居町クルビ谷, 京北鳥居町庵ノ屋敷, 京北鳥居町蔭浦, 京北鳥居町伏拜, 京北鳥居町縄手

京北下町藤原, 京北下町樋爪, 京北下町釜口谷山田, 京北下町江尻, 京北下町萱野, 京北下町畑ケ谷, 京北下町岩ノ元, 京北下町森ケ坪, 京北下町山ノ鼻, 京北下町川端, 京北下町岩ノ上, 京北下町丈ケ谷, 京北下町船坂, 京北下町石山, 京北下町踊所, 京北下町山王谷, 京北下町山作り, 京北下町折谷, 京北下町馬場谷, 京北下町蔭裏, 京北下町昆沙門谷, 京北下町畑野, 京北下町清水尻, 京北下町谷川尻, 京北下町細谷山田, 京北下町竜ケ瀬, 京北下町島崎, 京北下町姑棄野山, 京北下町野ノ上, 京北下町細見, 京北下町藤原台, 京北下町森脇, 京北下町高野, 京北下町上ケ市, 京北下町殿橋ノ元

京北上中町中ノ通, 京北上中町制札, 京北上中町稻荷, 京北上中町東溝端, 京北上中町上ノ山, 京北上中町久保谷, 京北上中町城, 京北上中町九免状, 京北上中町宮ノ本, 京北上中町燈明縄手, 京北上中町筒江口, 京北上中町神宮寺, 京北上中町稲谷, 京北上中町東山, 京北上中町称谷, 京北上中町千谷, 京北上中町宮ノ下, 京北上中町鹿路口, 京北上中町太田, 京北上中町宮ノ谷, 京北上中町中道寺, 京北上中町宮ノ前,

京北上中町繩手，京北上中町城下町

京北下中町古札場，京北下中町経田，京北下中町七町田，京北下中町赤田，京北下中町芝崎，京北下中町柿木通，京北下中町小沢，京北下中町西石原，京北下中町東石原，京北下中町勝山田，京北下中町下町田，京北下中町町田，京北下中町上町田，京北下中町河原田，京北下中町茂由，京北下中町東上ノ山，京北下中町寺ノ下，京北下中町大谷，京北下中町早迫，京北下中町東大谷，京北下中町西大谷，京北下中町鳥谷，京北下中町西上ノ山，京北下中町千谷，京北下中町鴨瀬，京北下中町昆沙門堂，京北下中町下河原，京北下中町地神，京北下中町相伴田，京北下中町新七町田，京北下中町新町田，京北下中町新柿ノ木，京北下中町新西石原，京北下中町新溝尻，京北下中町新相伴田，京北下中町新地神，京北下中町新桜，京北下中町新赤田，京北下中町新ヤタ田

京北下弓削町鳴滝，京北下弓削町町下，京北下弓削町辻ノ元，京北下弓削町矢谷奥，京北下弓削町町子，京北下弓削町中川原，京北下弓削町西溝，京北下弓削町辻ノ下，京北下弓削町狭間谷口，京北下弓削町勝山，京北下弓削町中ノ元，京北下弓削町明神川原，京北下弓削町久保，京北下弓削町カ々田，京北下弓削町出合，京北下弓削町杉森，京北下弓削町沢ノ奥，京北下弓削町柴床，京北下弓削町二反通，京北下弓削町井下，京北下弓削町神楽田，京北下弓削町金屋，京北下弓削町東横溝，京北下弓削町鎌川原，京北下弓削町川ナ辺，京北下弓削町西繩手，京北下弓削町西横溝，京北下弓削町神ノ本，京北下弓削町洲崎，京北下弓削町下川原，京北下弓削町下垣内，京北下弓削町西浦，京北下弓削町辻ノ上，京北下弓削町奥山，京北下弓削町中垣内，京北下弓削町上垣内，京北下弓削町狭間谷，京北下弓削町久バナ，京北下弓削町欠口，京北下弓削町掛上り，京北下弓削町町田，京北下弓削町西櫻，京北下弓削町新矢谷前，京北下弓削町宮川，京北下弓削町沢，京北下弓削町矢谷，京北下弓削町清田

京北塩田町榎田, 京北塩田町椎ノ川原, 京北塩田町七町田, 京北塩田町迎田, 京北塩田町折戸, 京北塩田町神楽田, 京北塩田町西山, 京北塩田町源次郎川原, 京北塩田町ズリノ下, 京北塩田町塩田, 京北塩田町内塩田, 京北塩田町榎町, 京北塩田町屋敷畑, 京北塩田町藏ノ本, 京北塩田町寺ノ前, 京北塩田町高畑, 京北塩田町山角, 京北塩田町矢谷前, 京北塩田町山神前, 京北塩田町中奥, 京北塩田町新内塩田, 京北塩田町新東塩田

京北井崎町シガ田, 京北井崎町東大道, 京北井崎町小谷, 京北井崎町東中道, 京北井崎町向中道, 京北井崎町アタゴ, 京北井崎町長谷, 京北井崎町宮ノ下, 京北井崎町北畑, 京北井崎町北里, 京北井崎町三反田, 京北井崎町流レ田, 京北井崎町南畑, 京北井崎町東里, 京北井崎町東山, 京北井崎町高畑, 京北井崎町熊谷, 京北井崎町西山, 京北井崎町上, 京北井崎町中, 京北井崎町下

京北赤石町鳥谷小迫口, 京北赤石町西篭, 京北赤石町東篭, 京北赤石町鳥ケ口, 京北赤石町酒屋畑, 京北赤石町岩方ノ坪, 京北赤石町山篭ノ坪, 京北赤石町岩ケ坪, 京北赤石町滝ケ谷, 京北赤石町中谷ノ坪, 京北赤石町新鳥ケ口

京北田貫町茂谷, 京北田貫町宮ノ前, 京北田貫町宮ノ上, 京北田貫町イカミ谷, 京北田貫町駒谷, 京北田貫町室次谷, 京北田貫町宮ノ後, 京北田貫町カシ谷, 京北田貫町見作, 京北田貫町赤石口, 京北田貫町川ナベ, 京北田貫町アラキ, 京北田貫町鳥谷, 京北田貫町ヤタ田, 京北田貫町早迫, 京北田貫町檜見谷, 京北田貫町室ノ奥, 京北田貫町北篭, 京北田貫町水谷ノ奥, 京北田貫町足谷, 京北田貫町岩谷, 京北田貫町檀町, 京北田貫町宮ノ下, 京北田貫町瀨田, 京北田貫町水谷, 京北田貫町下町, 京北田貫町宗庵谷, 京北田貫町廿代, 京北田貫町西町, 京北田貫町フケ, 京北田貫町手中谷, 京北田貫町南篭, 京北田貫町駒谷篭, 京北田貫町下新田, 京北田貫町上新田, 京北田貫町中新田

京北室谷町奥ノ切, 京北室谷町フルエ, 京北

室谷町中ノ切, 京北室谷町下ノ切, 京北室谷町
室地, 京北室谷町東南, 京北室谷町西北

京北上弓削町百合ノ鼻, 京北上弓削町下石
浦, 京北上弓削町上石浦, 京北上弓削町米津,
京北上弓削町森口, 京北上弓削町口米谷, 京北
上弓削町奥米谷, 京北上弓削町柿本, 京北上弓
削町向川原, 京北上弓削町向谷, 京北上弓削町
下市ノ台, 京北上弓削町上市ノ台, 京北上弓削
町堂ヶ谷, 京北上弓削町櫻木, 京北上弓削町白
ヶ谷, 京北上弓削町鷓子, 京北上弓削町初田,
京北上弓削町千谷口, 京北上弓削町舟, 京北上
弓削町鴨瀬, 京北上弓削町脇谷, 京北上弓削町
シレ谷, 京北上弓削町米谷下ノ谷, 京北上弓削
町西米谷, 京北上弓削町東米谷, 京北上弓削町
童子山, 京北上弓削町大沢, 京北上弓削町西丁
子谷, 京北上弓削町東丁子谷, 京北上弓削町男
鹿谷, 京北上弓削町東向谷, 京北上弓削町東谷
森, 京北上弓削町小屋段, 京北上弓削町八丁,
京北上弓削町八丁山, 京北上弓削町段, 京北上
弓削町大前, 京北上弓削町谷田口, 京北上弓削
町横枕, 京北上弓削町川原, 京北上弓削町下谷
口, 京北上弓削町櫻町, 京北上弓削町寸田, 京
北上弓削町木戸口, 京北上弓削町宮ノ下, 京北
上弓削町上谷口, 京北上弓削町百合ノ下, 京北
上弓削町高山, 京北上弓削町宮ノ本, 京北上弓
削町西谷, 京北上弓削町大我屋, 京北上弓削町
イソギ谷, 京北上弓削町猪ノ口, 京北上弓削町
白屋, 京北上弓削町栃原, 京北上弓削町梅ノ木,
京北上弓削町越木, 京北上弓削町野上, 京北上
弓削町隠魚谷, 京北上弓削町荒倉, 京北上弓削
町荒骨, 京北上弓削町久保ノ本, 京北上弓削町
繩手, 京北上弓削町五月女, 京北上弓削町西沢,
京北上弓削町東沢, 京北上弓削町小笹繩手, 京
北上弓削町神ノ本, 京北上弓削町盛本, 京北上
弓削町上ノ町, 京北上弓削町中久保, 京北上弓
削町下ノ町, 京北上弓削町上ノ段, 京北上弓削
町西知谷, 京北上弓削町栃畑, 京北上弓削町東
知谷, 京北上弓削町水舟谷, 京北上弓削町西外
ノ元, 京北上弓削町東外ノ元, 京北上弓削町岡
ノ元, 京北上弓削町小倉谷, 京北上弓削町岩ヶ

鼻, 京北上弓削町迫尻, 京北上弓削町山本ノ下, 京北上弓削町東中筋, 京北上弓削町中筋, 京北上弓削町長塚, 京北上弓削町下中筋, 京北上弓削町西中筋, 京北上弓削町上二反目, 京北上弓削町上ノ谷, 京北上弓削町スノコバシ, 京北上弓削町奥朝日, 京北上弓削町口朝日, 京北上弓削町沢ノ尻, 京北上弓削町鴨鼻, 京北上弓削町朝日山, 京北上弓削町森本, 京北上弓削町見上谷, 京北上弓削町大客路, 京北上弓削町三反田, 京北上弓削町笹壁谷口, 京北上弓削町奥ノ下, 京北上弓削町牛子谷, 京北上弓削町山鼻, 京北上弓削町久保瀬, 京北上弓削町柴原段, 京北上弓削町中ノ町, 京北上弓削町前川, 京北上弓削町倉谷, 京北上弓削町桧谷口, 京北上弓削町油利ノ下, 京北上弓削町脇田, 京北上弓削町天津本, 京北上弓削町段上ノ下, 京北上弓削町栃本, 京北上弓削町弾正, 京北上弓削町下夏路, 京北上弓削町上夏路, 京北上弓削町下二反目, 京北上弓削町高山ノ下, 京北上弓削町下ノ谷, 京北上弓削町前川原, 京北上弓削町上川原, 京北上弓削町中川原, 京北上弓削町小穂谷, 京北上弓削町向山田, 京北上弓削町下山田, 京北上弓削町柳田, 京北上弓削町溝尻, 京北上弓削町畑ノ下, 京北上弓削町下中ノ上, 京北上弓削町芝原谷, 京北上弓削町森札上谷, 京北上弓削町原山, 京北上弓削町皆味曾谷, 京北上弓削町客路, 京北上弓削町南側, 京北上弓削町河原, 京北上弓削町新沢, 京北上弓削町新知谷, 京北上弓削町岡ノ里, 京北上弓削町小倉谷口, 京北上弓削町スノコ, 京北上弓削町朝日, 京北上弓削町二反目, 京北上弓削町筒江, 京北上弓削町西山ノ下
京北宇野町惣谷, 京北宇野町石橋, 京北宇野町エボシ, 京北宇野町南ノ本, 京北宇野町甘谷, 京北宇野町魚ケ谷, 京北宇野町ヨソノ, 京北宇野町下縄手, 京北宇野町持越, 京北宇野町久保ノ鼻, 京北宇野町ササラ, 京北宇野町谷ノ本, 京北宇野町八丁谷, 京北宇野町杉縄手, 京北宇野町広野, 京北宇野町中字野, 京北宇野町東谷, 京北宇野町ウノ谷, 京北宇野町西谷, 京北宇野町中谷, 京北宇野町奥中, 京北宇野町東, 京北

宇野町西

京北浅江町川西, 京北浅江町下夕目, 京北浅江町夷ヶ谷, 京北浅江町神子谷, 京北浅江町中迫田, 京北浅江町北ヶ谷, 京北浅江町滝谷, 京北浅江町西山, 京北浅江町日高見, 京北浅江町下迫田, 京北浅江町鍋谷, 京北浅江町上ノシロ, 京北浅江町川東, 京北浅江町妙見谷, 京北浅江町古沢谷, 京北浅江町上エ段, 京北浅江町東山, 京北浅江町丸山, 京北浅江町古夷, 京北浅江町澱ノ向, 京北浅江町縄手

京北西町明田, 京北西町下迫田, 京北西町上ノ垣内, 京北西町平垣内, 京北西町数谷, 京北西町上迫田, 京北西町山根, 京北西町松月, 京北西町大坪代, 京北西町西ノ本, 京北西町奥ノ谷, 京北西町東数谷, 京北西町西数谷, 京北西町西ヶ嶽, 京北西町迫ヶ谷, 京北西町丸橋谷, 京北西町向ノ山, 京北西町北ノ谷, 京北西町惣谷, 京北西町中通

京北矢代中町馬場谷道ノ下, 京北矢代中町仲ノ下, 京北矢代中町溝ノ下, 京北矢代中町北谷, 京北矢代中町正雲庵, 京北矢代中町宮ヶ谷, 京北矢代中町エゴノシタ, 京北矢代中町栗木田, 京北矢代中町スサキ, 京北矢代中町大倉, 京北矢代中町百合ノ下, 京北矢代中町馬場谷道ノ上, 京北矢代中町馬場谷, 京北矢代中町坂尻

京北漆谷町大蔵, 京北漆谷町投ヶ, 京北漆谷町二河, 京北漆谷町零谷, 京北漆谷町越田, 京北漆谷町南谷, 京北漆谷町谷北, 京北漆谷町東野, 京北漆谷町中島, 京北漆谷町堺谷, 京北漆谷町川東, 京北漆谷町川西, 京北漆谷町船里, 京北漆谷町西野

京北熊田町東谷, 京北熊田町西谷, 京北熊田町雨ヶ岳, 京北熊田町大迫, 京北熊田町笹原峠, 京北熊田町小田原谷, 京北熊田町善花坊, 京北熊田町奥山口, 京北熊田町四通り田, 京北熊田町高谷, 京北熊田町白草ノシタ, 京北熊田町沖代, 京北熊田町坊ノシタ, 京北熊田町坊, 京北熊田町大藤, 京北熊田町稲谷, 京北熊田町東ノ本, 京北熊田町矢谷奥, 京北熊田町山伏ノ本, 京北熊田町岬ヶ鼻, 京北熊田町宮ノ前, 京北熊

田町梅ノ木谷, 京北熊田町深毛, 京北熊田町繩手ノ下, 京北熊田町松ケ下, 京北熊田町廣野, 京北熊田町木戸ケ谷, 京北熊田町勝負谷, 京北熊田町矢谷口, 京北熊田町新田

京北下熊田町石ケ谷, 京北下熊田町蟹ケ迫, 京北下熊田町黒尾, 京北下熊田町グミノ木迫, 京北下熊田町魚谷, 京北下熊田町丸山, 京北下熊田町古沢峠, 京北下熊田町大岩ケ谷, 京北下熊田町小岩ケ谷, 京北下熊田町萱ノ谷, 京北下熊田町池ノ谷, 京北下熊田町座頭谷, 京北下熊田町清水山, 京北下熊田町東谷, 京北下熊田町鎌ケ谷, 京北下熊田町峠菖蒲谷, 京北下熊田町佛谷, 京北下熊田町大迫, 京北下熊田町岩ノ奥, 京北下熊田町泓ケ, 京北下熊田町岩ケ谷, 京北下熊田町宮ノ前, 京北下熊田町保井谷, 京北下熊田町十王前, 京北下熊田町妙見谷, 京北下熊田町樋ノ詰, 京北下熊田町杉ノ谷, 京北下熊田町口谷, 京北下熊田町魚谷口, 京北下熊田町明石境, 京北下熊田町明石谷, 京北下熊田町小山田輪, 京北下熊田町前田谷, 京北下熊田町南谷, 京北下熊田町岡ノ刈, 京北下熊田町腰前, 京北下熊田町坂原中ノ谷, 京北下熊田町南, 京北下熊田町上沢, 京北下熊田町澤, 京北下熊田町鍋谷, 京北下熊田町御霊ノ前, 京北下熊田町岩楯, 京北下熊田町今峠, 京北下熊田町藪ノ下, 京北下熊田町岩ケ坪, 京北下熊田町木短田, 京北下熊田町東旦, 京北下熊田町南平, 京北下熊田町西平, 京北下熊田町中平, 京北下熊田町東平

京北五本松町垣内, 京北五本松町平谷, 京北五本松町下八面田, 京北五本松町セバト口, 京北五本松町セバト, 京北五本松町谷田ケ沢, 京北五本松町辰振, 京北五本松町吉谷, 京北五本松町東稲川原, 京北五本松町中川原, 京北五本松町下川原, 京北五本松町内川原, 京北五本松町東里, 京北五本松町下里, 京北五本松町東山, 京北五本松町西山, 京北五本松町西里, 京北五本松町中里, 京北五本松町西稲川原, 京北五本松町中稲川原, 京北五本松町上川原, 京北五本松町稲谷口, 京北五本松町稲谷, 京北五本松町小山越, 京北五本松町上八面田, 京北五本松町

北，京北五本松町新稲谷口

京北周山町奥ノ堂，京北周山町百ノ角，京北周山町女ケ野，京北周山町流田，京北周山町風呂谷，京北周山町小柳，京北周山町タツブリ，京北周山町北谷，京北周山町上太田，京北周山町太田，京北周山町下太田，京北周山町卯瀧谷，京北周山町猪ノ谷，京北周山町年ノ森，京北周山町岩ケ谷，京北周山町宮ノ下，京北周山町上植代，京北周山町上代，京北周山町馬場瀬，京北周山町尼谷，京北周山町上寺田，京北周山町下寺田，京北周山町高梨子，京北周山町西丁田，京北周山町下台，京北周山町東丁田，京北周山町上岩ケ谷，京北周山町上ケ市，京北周山町室谷，京北周山町下岩ケ谷，京北周山町中ケ市，京北周山町下ケ市，京北周山町泓，京北周山町経塚，京北周山町河端，京北周山町スゴ谷，京北周山町上ノ段，京北周山町明ケ市，京北周山町森ノ下，京北周山町森ノ尾，京北周山町綾ノ森，京北周山町ダイラ，京北周山町アチラ谷，京北周山町栗尾谷，京北周山町溯ノ上，京北周山町フケ，京北周山町山キハ，京北周山町中山，京北周山町太年，京北周山町城山，京北周山町東山，京北周山町河原谷，京北周山町杉ケ谷，京北周山町隠谷，京北周山町大山，京北周山町六畑，京北周山町大鳴，京北周山町長谷，京北周山町魚ケ溯，京北周山町中嶋

京北細野町打谷，京北細野町塚ノ本，京北細野町北谷，京北細野町上ノ山，京北細野町ヒヨ谷，京北細野町見通，京北細野町坂本，京北細野町山田，京北細野町上河原，京北細野町下河原，京北細野町奥田，京北細野町向町，京北細野町上北，京北細野町菖蒲ケ谷，京北細野町岡屋谷，京北細野町獅々ケ谷，京北細野町東又，京北細野町滝ノ本，京北細野町北河原，京北細野町南河原，京北細野町余野谷東平，京北細野町余野谷西平，京北細野町大川表，京北細野町尻首谷，京北細野町極楽谷，京北細野町風呂ケ谷，京北細野町氏神谷平，京北細野町滝又谷，京北細野町濔石，京北細野町上之町，京北細野町釜ケ谷，京北細野町坪ケ池，京北細野町八十

尻, 京北細野町泉谷, 京北細野町藏谷, 京北細野町襷木谷, 京北細野町二ツ橋, 京北細野町笠峠, 京北細野町向垣内, 京北細野町下垣内, 京北細野町下小屋谷, 京北細野町上小屋谷, 京北細野町九十尻, 京北細野町大栗, 京北細野町枇杷垣内, 京北細野町山田水ケ元, 京北細野町山田岩清水, 京北細野町山田向丸町, 京北細野町山田六十尻, 京北細野町南五升垣内, 京北細野町北五升垣内, 京北細野町中山田, 京北細野町井根砂子, 京北細野町土取場, 京北細野町不動ケ谷, 京北細野町岩尾砂子, 京北細野町火打岩ケ谷, 京北細野町山田丸町谷, 京北細野町山田植谷, 京北細野町山田松ケ浦, 京北細野町山田赤坂谷, 京北細野町宮ノ上, 京北細野町下壬生垣内, 京北細野町上壬生垣内, 京北細野町田尻谷, 京北細野町滝ノ向, 京北細野町長田, 京北細野町村中, 京北細野町小松尾東平, 京北細野町小松尾西平, 京北細野町土橋上谷, 京北細野町馬谷東平, 京北細野町馬谷西平, 京北細野町京道西平, 京北細野町京道東平, 京北細野町宇治々谷東平, 京北細野町宇治々谷西平, 京北細野町中之里, 京北細野町下之里, 京北細野町西ノ垣内, 京北細野町茨久保, 京北細野町口之久保, 京北細野町中之久保, 京北細野町奥ノ久保, 京北細野町袋ノ久保, 京北細野町東ノ垣内, 京北細野町下ノ垣内, 京北細野町雲作垣内, 京北細野町日本丸垣内, 京北細野町高間谷, 京北細野町岩ケ谷, 京北細野町西ケ谷, 京北細野町栢尾谷, 京北細野町草木谷, 京北細野町細野谷, 京北細野町柴ケ谷, 京北細野町釣瓶税, 京北細野町北ノ砂子, 京北細野町大毛谷, 京北細野町安間谷, 京北細野町尾山, 京北細野町大谷, 京北細野町矢ノ原, 京北細野町見谷, 京北細野町川上, 京北細野町滝谷, 京北細野町中山, 京北細野町芦見口, 京北細野町芦見奥, 京北細野町下ノ本, 京北細野町久保, 京北細野町久留尾南, 京北細野町久留尾北, 京北細野町上ノ町, 京北細野町野原, 京北細野町明見, 京北細野町里山, 京北細野町西谷, 京北細野町田中代, 京北細野町細川鳴瀬, 京北細野町高橋, 京北細野町九ノ

坪, 京北細野町八ノ坪, 京北細野町西垣内, 京北細野町東垣内, 京北細野町家ノ下, 京北細野町妙見, 京北細野町崩, 京北細野町風ヶ鼻, 京北細野町大畑, 京北細野町尾鼻, 京北細野町京極, 京北細野町星谷, 京北細野町船ヶ坂, 京北細野町川北, 京北細野町井根ノ上, 京北細野町西保登路谷, 京北細野町東保登路谷, 京北細野町家ノ上, 京北細野町宮山, 京北細野町崩山, 京北細野町向山, 京北細野町西星谷, 京北細野町東星谷, 京北細野町湯屋谷, 京北細野町東山, 京北細野町余野, 京北細野町長野, 京北細野町中之垣内, 京北細野町信濃垣内, 京北細野町下之町, 京北細野町庵ヶ谷, 京北細野町久留尾

京北柏原町保木, 京北柏原町大弓槻, 京北柏原町山根, 京北柏原町フケ, 京北柏原町高野谷, 京北柏原町ハブ, 京北柏原町妙見, 京北柏原町高瀬, 京北柏原町下谷, 京北柏原町西谷, 京北柏原町東谷, 京北柏原町不動, 京北柏原町向山, 京北柏原町畑ヶ中, 京北柏原町冬サコ, 京北柏原町川北, 京北柏原町川南

京北弓槻町恋月, 京北弓槻町東垣内, 京北弓槻町南ノ下, 京北弓槻町坊ノ下, 京北弓槻町切畠, 京北弓槻町西山, 京北弓槻町東山, 京北弓槻町段ノ上, 京北弓槻町下山, 京北弓槻町神殿垣内, 京北弓槻町ズン越, 京北弓槻町川西

京北栃本町宮ノ前, 京北栃本町川合, 京北栃本町長谷, 京北栃本町東町, 京北栃本町西町, 京北栃本町南川原, 京北栃本町新田, 京北栃本町正尺, 京北栃本町打田, 京北栃本町井根ノ上, 京北栃本町沓ヶ谷, 京北栃本町音谷, 京北栃本町栃ヶ谷, 京北栃本町南, 京北栃本町北

京北中地町愛宕, 京北中地町小細川口, 京北中地町畑木河原, 京北中地町中地平, 京北中地町平ノ平, 京北中地町横谷口, 京北中地町瀧ノ肩, 京北中地町四ノ坪, 京北中地町小細谷, 京北中地町カラス, 京北中地町鱒谷口, 京北中地町天狗鼻, 京北中地町奥ノ町, 京北中地町中地谷, 京北中地町駒ヶ原, 京北中地町甲田, 京北中地町渡ヶ瀬, 京北中地町出張, 京北中地町平野, 京北中地町神田

京北明石町東代, 京北明石町西代, 京北明石町下免, 京北明石町西久保, 京北明石町島堤, 京北明石町橋下, 京北明石町中山, 京北明石町明石谷, 京北明石町石見谷, 京北明石町宮ノ谷, 京北明石町中代, 京北明石町宮下

京北下字津町駒ヶ原, 京北下字津町神田, 京北下字津町向農, 京北下字津町東畑, 京北下字津町東街内, 京北下字津町中街内, 京北下字津町西街内, 京北下字津町高谷, 京北下字津町庄ノ谷, 京北下字津町大平, 京北下字津町宮ノ下, 京北下字津町大向山, 京北下字津町殿ノ谷, 京北下字津町神子谷, 京北下字津町向ヒ山, 京北下字津町戸堀, 京北下字津町前田, 京北下字津町大畑, 京北下字津町田ノ谷, 京北下字津町枝谷, 京北下字津町人ノ尾, 京北下字津町脇谷, 京北下字津町川下, 京北下字津町大山, 京北下字津町寺ノ下, 京北下字津町池谷, 京北下字津町浮ヶ谷, 京北下字津町櫻ノ坪, 京北下字津町下新田, 京北下字津町奥川原, 京北下字津町本田, 京北下字津町大向, 京北下字津町下, 京北下字津町中, 京北下字津町上

(京都市職員給与条例の一部改正)

第7条 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

3 第10条第2項の規定にかかわらず、京北町の区域の編入の日の前日に同町の職員であった者で引き続き本市の職員として採用されたものに支給する平成17年4月分から別に定める月分までの調整手当の月額、同項各号に掲げる額の合計額の100分の10（東京都の特別区の区域内に存する勤務公署に勤務する職員にあっては、100分の12）を超えない範囲内において別に定める割合に相当する額とする。

4 旧京北町一般職の職員の給与に関する条例及び旧京北町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により京北町の職員であった者に支給することとされていた平成17年3月分の超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び日宿直手当並びに特殊勤務手当は、当該者に対し、これらの条例の例により支給する。

(京都市国民健康保険条例の一部改正)

第8条 京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

10 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に同町の区域内に住所を有していた被保険者（以下「旧京北町の被保険者」という。）に対する保険給付であって、編入日前に給付事由が生じたものについては、旧京北町国民健康保険条例の例による。

11 旧京北町の被保険者の属する世帯の世帯主であって、編入日前に旧京北町国

民健康保険税条例第1条の規定による国民健康保険税が課されていないものに係る平成16年度分までの当該国民健康保険税は、この条例の規定による保険料とみなす。この場合において、保険料の額の算定方法については、旧京北町国民健康保険税条例の例による。

12 編入日以後も引き続き被保険者である旧京北町の被保険者であって、編入日前の京北町の区域内に住所を有するものの属する世帯に係る保険料の納付義務者に対しては、平成17年度分から平成21年度分までの保険料を減額することができる。

13 編入日前にした旧京北町国民健康保険条例の規定又は旧京北町国民健康保険税条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、編入日以後も、旧京北町国民健康保険条例の例による。

(京都市火災予防条例の一部改正)

第9条 京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

附則第5項から第8項までを次のように改める。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

5 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げるもので京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前の同町の区域内(以下「旧町区域内」という。)に存するものについては、平成17年9月30日までは、適用せず、編入日前の京都中部広域消防組合火災予防条例(以下「組合条例」という。)の例による。

(1) 第3条第1項第11号、第21号及び第22号 炉

(2) 第16条第1項第2号 電気設備

(3) 第21条第1項 ガスこんろ、移動式のガストーブその他気体燃料を使用する器具

- (4) 第24条 指定場所
- (5) 第29条第6項 圧縮アセチレンガスを使用する作業現場
- (6) 第46条の2 地下停車場等
- (7) 第50条第3項 百貨店等
- (8) 第54条の5 指定建造物
- (9) 第54条の6 指定美術工芸品等

6 旧町区域内の個人の住居で指定数量の5分の1以上2分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている者は、平成17年9月30日までに、その品名、数量その他当該物品の貯蔵及び取扱いに関して火災予防上必要な事項を所轄消防署長に届け出なければならない。この場合において、第58条第1項後段の規定は、当該事項を届け出る日又は平成17年9月30日のいずれか早い日までの間は、適用しない。

7 旧町区域内で指定数量未満の灯油の販売を業とする者は、平成17年9月30日までに、貯蔵し、又は取り扱う場合の主たる取扱者を所轄消防署長に届け出なければならない。この場合において、第58条第2項後段の規定は、当該事項を届け出る日又は平成17年9月30日のいずれか早い日までの間は、適用しない。

8 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げるもので旧町区域内に存するものについては、平成18年3月31日までは、適用せず、編入日前の組合条例の例による。

- (1) 第3条第1項第16号 炉
- (2) 第11条の2第1項第4号及び第5号 放電加工機
- (3) 第52条の2第2項 防火対象物又はその部分の防火設備
- (4) 第54条 防火対象物
- (5) 第54条の7 指定建造物において使用する指定美術工芸品等以外の可燃

性の幕，カーテン，展示用の合板その他これらに類するもの

附則に次の3項を加える。

9 編入日前に次に掲げる条例（以下「組合条例を改正する条例」という。）の附則の規定により，なお従前の例により，若しくはよることができるものとされ，又は組合条例の一部の規定の適用を除外されたものについては，編入日前の組合条例を改正する条例の例による。

(1) 京都中部広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（昭和60年条例第1号）

(2) 京都中部広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成2年条例第2号）

(3) 京都中部広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成4年条例第3号）

(4) 京都中部広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成10年条例第2号）

(5) 京都中部広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成14年条例第4号）

(6) 京都中部広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成14年条例第5号）

10 編入日前に組合条例の規定によってした処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によってしたものとみなす。

11 編入日前にした組合条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については，編入日以後も，編入日前の組合条例の例による。

（京都市特別会計条例の一部改正）

第10条 京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

第1号中「設置される地域水道」の右に「(京都市京北地域水道の管理に関する条例第1条に規定する京北地域水道(以下「京北地域水道」という。)を除く。)」を加える。

本則中第9号を第12号とし、第4号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、第3号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 農業集落排水事業特別会計 京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第2条第2号に規定する農業集落排水処理施設の円滑な運営とその経理の適正を図るため

本則第2号を本則第4号とし、本則第1号の次に次の2号を加える。

(2) 京北地域水道特別会計 京北地域水道の円滑な運営とその経理の適正を図るため

(3) 特定環境保全公共下水道特別会計 京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道の円滑な運営とその経理の適正を図るため

(京都市立小学校条例の一部改正)

第11条 京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

| | |
|-------------|--------------------|
| 京都市立葛野小学校 | 京都市右京区西京極葛野町2番地 |
| 京都市立葛野小学校 | 京都市右京区西京極葛野町2番地 |
| 京都市立京北第一小学校 | 京都市右京区京北周山町下寺田11番地 |
| 京都市立京北第二小学校 | 京都市右京区京北塔町中筋浦8番地の1 |
| 京都市立京北第三小学校 | 京都市右京区京北上弓削町弾正27番地 |

に改める。

(京都市立中学校条例の一部改正)

第12条 京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

| | |
|------------|--------------------|
| 京都市立双ヶ丘中学校 | 京都市右京区花園岡ノ本町4番地の13 |
|------------|--------------------|

を

| | |
|------------|---------------------|
| 京都市立双ヶ丘中学校 | 京都市右京区花園岡ノ本町4番地の13 |
| 京都市立周山中学校 | 京都市右京区京北周山町中山39番地の4 |

に改める。

(京都市保育所条例の一部改正)

第13条 京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表中

| | |
|----------|-----------------|
| 京都市西院保育所 | 京都市右京区西院太田町80番地 |
|----------|-----------------|

を

| | |
|-----------|----------------------|
| 京都市西院保育所 | 京都市右京区西院太田町80番地 |
| 京都市ひかり保育所 | 京都市右京区京北井戸町丸山110番地 |
| 京都市弓削保育所 | 京都市右京区京北下弓削町狭間谷6番地の1 |
| 京都市周山保育所 | 京都市右京区京北五本松町西山24番地の3 |

に改める。

(京都市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第14条 京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に退職した京北町消防団員(編入日以後本市の消防団員となる者を除く。)であって、編入日において旧京北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(以下「旧町条例」という。)の規定による退職報償金の支給を受けていないものの退職報償金の支給については、旧町条例の例による。

(京都市病院事業条例の一部改正)

第15条 京都市病院事業条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「成人病の診療に重点をおいた」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 病院事業として経営する病院の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

第1条に次の1項を加える。

- 3 病院事業として経営する診療所の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

第2条第2項及び第3項を削る。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条第2項中「又は老人保健法」を「(平成6年3月16日厚生省告示第54号)、老人保健法」に改め、「基準」の右に「(平成6年3月16日厚生省告示第72号)、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第21号)」を加え、同条を第4条とし、同条の次に次の1項を加える。

(使用料等の還付)

第5条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第2条の次に次の1条を加える。

(診療科目等)

第3条 病院の診療科目及び病床数は、別表第3のとおりとする。

2 京都市立京北病院においては、介護保険法第7条第8項に規定する訪問看護、同条第10項に規定する居宅療養管理指導、同条第14項に規定する短期入所療養介護及び同条第23項に規定する介護療養施設サービスを行う。

3 診療所の診療科目は、内科及び外科とする。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1 (第1条関係)

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|-------------------|
| 京 都 市 立 病 院 | 京都市中京区壬生東高田町1番地の2 |
| 京都市立京北病院 | 京都市右京区京北下中町鳥谷3番地 |

別表第2 (第1条関係)

| 名 称 | 位 置 |
|----------|-----------------------|
| 京都市黒田診療所 | 京都市右京区京北宮町宮野80番地の1 |
| 京都市山国診療所 | 京都市右京区京北塔町宮ノ前32番地 |
| 京都市細野診療所 | 京都市右京区京北細野町東ノ垣内10番地の2 |
| 京都市宇津診療所 | 京都市右京区京北中地町蛸谷口90番地 |

別表第3 (第3条関係)

| 区 分 | 診 療 科 目 | 病 床 数 |
|-------------|---|----------|
| 京 都 市 立 病 院 | 内科, 精神科, 神経内科, 呼吸器科, 消化器科, 循環器科, 小児科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 呼吸器外科, 小児外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産婦人科, 眼科, 耳鼻いんこう科, リハビリテーション科, 放射線科, 歯科, 麻酔科及び感染症科 | 586 床 |
| 京都市立京北病院 | 内科, 小児科, 外科, 整形外科, 泌尿器科, 婦人科及び眼科 | 67 |

(京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正)

第16条 京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「4，550人」を「4，970人」に改める。

(京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正)

第17条 京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

附則中第7条を第9条とし，第6条を第8条とし，第5条を第7条とし，第4条の次に次の2条を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

第5条 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に同町の団員が公務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し，若しくは身体に障害がある状態となった場合は，第2条第1号に掲げる場合とみなす。

2 編入日前に旧京北町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧町条例」という。）の適用を受ける消防作業従事者が消防作業に従事したことにより死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は消防作業に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し，若しくは身体に障害がある状態となった場合は，第2条第2号に掲げる場合とみなす。

3 編入日前に旧町条例の適用を受ける救急業務協力者が救急業務に協力したことにより死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し，若しくは身体に障害がある状態となった場合は，第2条第3号に掲げる場合とみなす。

4 編入日前に旧町条例の適用を受ける水防従事者が水防に従事したことにより死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は水防に従事したことによる負傷若し

くは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合は、第2条第4号に掲げる場合とみなす。

5 編入日前に旧町条例の適用を受ける応急措置従事者が応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合は、第2条第5号に掲げる場合とみなす。

6 旧町条例第2条の規定による通知は、第2条の規定による通知とみなす。

7 編入日前に旧町条例の規定により支給すべき事由が生じた損害補償で、旧町条例の規定によってしたものは、この条例の相当規定によってした損害補償とみなす。

8 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

第6条 編入日前に旧町条例の規定により支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）を除く。）及び編入日前の期間について支給すべき年金たる損害補償については、旧町条例の例による。

（京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部改正）

第18条 京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

（京北町の区域の編入に伴う経過措置）

3 京北町の区域の編入の日前に同町の職員であった者が、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害により、法による休業補償若しくは傷病補償年金又はこれらに相当する給付を受けたときは、これらの災害を第1条

に規定する公務上の災害又は通勤による災害とみなして、この条例を適用する。

この場合において、第3条及び第3条の2中「期間」とあるのは、「期間（平成17年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

（京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部改正）

第19条 京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（京北町の区域の編入に伴う経過措置）

第4条 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に同町の非常勤の職員であった者について発生した公務又は通勤により生じたと認められる災害は、本市の職員について発生した公務又は通勤により生じたと認められる災害とみなす。

2 編入日前に旧京北町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧町条例」という。）第3条第2項の規定により京北町の実施機関がした認定は、第3条第2項の規定により相当の本市の実施機関がした認定とみなす。

3 編入日前に旧町条例の規定により京北町の非常勤の職員であった者に支給し、又は行うべき事由が生じた補償又は福祉事業で、旧町条例の規定によってしたものは、この条例の相当規定によってした補償又は福祉事業とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

第5条 編入日前に旧町条例の規定により京北町の非常勤の職員であった者に支給し、又は行うべき事由が生じた補償又は福祉事業のうち、編入日前の期間につき支給し、又は行うべきものについては、旧町条例の例によ

る。

第6条 編入日前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、編入日以後も、旧町条例の例による。

(京都市老人医療費支給条例の一部改正)

第20条 京都市老人医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「に達する日から」を「以上」に、「に達する日の属する月の末日までの間にある」を「未滿の」に、「一」を「いずれか」に改める。

第6条本文中「となった」を「が第3条第1項の規定により申請した」に、「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書中「行なう」を「行う」に改める。

附則第1項ただし書を削り、附則第2項から第4項までを次のように改める。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 旧京北町老人医療費の支給に関する条例（以下「旧町条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 旧町条例の規定により医療費の支給を受けることができる者であって、京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧町条例第5条第1項の規定による手続を行っていないものは、編入日以後に第3条第1項の規定による申請を行うことができる。
- 4 旧町条例の規定により医療費の支給を受けていた者であって、編入日以後にこの条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなるものに係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、編入日前においても行うことができる。

附則第5項を削る。

(京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正)

第21条 京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の4項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 旧京北町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「旧町条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 旧町条例の規定により災害弔慰金の支給を受けることができる者であって、京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧町条例第3条の規定により当該支給を受けていないものは、編入日以後に第3条の規定により当該支給を受けることができる。
- 4 旧町条例の規定により災害障害見舞金の支給を受けることができる者であって、編入日前に旧町条例第9条の規定により当該支給を受けていないものは、編入日以後に第7条の2の規定により当該支給を受けることができる。
- 5 旧町条例の規定により災害援護資金の貸付けを受けることができる者であって、編入日前に旧町条例第12条第1項の規定により当該貸付けを受けていないものは、編入日以後に第8条の規定により当該貸付けを受けることができる。

(京都市印鑑条例の一部改正)

第22条 京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条中「の消除を受けようとする」を「を抹消しようとする」に改める。

第11条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「当該印鑑登録」を「印鑑登録」に、「消除する」を「抹消する」

に改め、同条第2号中「印鑑登録の消除の」を削り、同条第6号中「消除する」を「抹消する」に改める。

第13条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同項第2号中「に定める」を「の規定による」に、同項第3号中「消除した」を「抹消した」に改める。

第19条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条中「の消除を受けようとする」を「を抹消しようとする」に改める。

第20条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「当該印鑑登録」を「印鑑登録」に、「消除する」を「抹消する」に改め、同条第6号中「消除する」を「抹消する」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「不鮮明である」を「鮮明でない」と認める」に改め、同項第2号中「に定める」を「の規定による」に、同項第3号中「消除した」を「抹消した」に改める。

附則に次の2項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

3 京北町の区域の編入の日前に旧京北町印鑑条例（以下「旧町条例」という。）

第4条第1項の規定によってした登録は、第6条の規定によってした登録とみなす。この場合において、旧町条例第6条第1項に規定する印鑑登録原票、旧町条例第7条第1項の規定により交付された印鑑登録証及び旧町条例第13条第1項の規定により交付された印鑑登録証明書は、それぞれ、第6条に規定する印鑑登録原票、第7条の規定により交付された登録証及び第14条第1項の規定により交付された印鑑登録証明書とみなす。

4 前項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の

行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第23条 京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を削り、附則第2項を次のように改める。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 旧京北町福祉医療費の支給に関する条例（以下「旧町条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

附則に次の2項を加える。

3 旧町条例の規定により医療費の支給を受けることができる者又はその保護者であって、京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧町条例第4条の規定による申請を行っていないものは、編入日以後に第4条第1項の規定による申請を行うことができる。

4 旧町条例の規定により医療費の支給を受けていた者であって、編入日以後にこの条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなるものに係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、編入日前においても行うことができる。

(京都市文化財保護条例の一部改正)

第24条 京都市文化財保護条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の3項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧京北町文化財保護に関する条例（以下「旧町条例」という。）第3条第1項の規定により指定され

た文化財は、第6条第1項、第24条第1項、第30条第1項又は第36条第1項の規定により指定された文化財とみなす。

3 前項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

4 編入日前に旧町条例第7条の規定により交付された補助金については、編入日以後も、旧町条例第8条の規定の例により、その全部又は一部の返還を命じることができる。この場合において、同条各号列記以外の部分中「町」とあるのは「市長」と、同条第1号中「条例」とあるのは「旧町条例」と、「教育委員会規則」とあるのは「旧京北町文化財保護に関する規則」とする。

(京都市児童福祉センター条例の一部改正)

第25条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条に次の2項を加える。

8 センターに出張所を置く。

9 出張所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 京都市児童福祉センター児童療育所

位 置 京都市右京区京北下中町柿木通6番地の3

(京都市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第26条 京都市職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

(1) 保健所

(2) 桃陽病院

(3) 京都市立病院

(4) 京都市立京北病院

- (5) 京都市黒田診療所
- (6) 京都市山国診療所
- (7) 京都市細野診療所
- (8) 京都市宇津診療所
- (9) 身体障害者リハビリテーションセンター
- (10) 児童福祉センター

(京都市母子家庭等医療費支給条例の一部改正)

第27条 京都市母子家庭等医療費支給条例の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を削り、附則第2項を次のように改める。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 旧京北町福祉医療費の支給に関する条例（以下「旧町条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

附則に次の2項を加える。

- 3 旧町条例の規定により医療費の支給を受けることができる者又はその保護者であって、京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧町条例第4条の規定による申請を行っていないものは、編入日以後に第3条第1項の規定による申請を行うことができる。
- 4 旧町条例の規定により医療費の支給を受けていた者であって、編入日以後にこの条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなるものに係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、編入日前においても行うことができる。

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第28条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正

する。

第13条第2項中「移転」の右に「(以下「新築等」という。)」を加え、同条第3項中「新築, 増築, 改築又は移転」を「新築等」に改める。

附則に次の3項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 3 京北町の区域の編入の日前に同町の区域内(以下「旧町区域内」という。)において事業用大規模建築物の新築等に着手した事業用大規模建築物建築主及び事業用大規模建築物の新築等に必要な準備行為を行った者のうち市長が特にやむを得ない事情があると認める者(以下「事業用大規模建築物建築主等」という。)については、第13条第2項及び第3項の規定は、適用しない。
- 4 事業用大規模建築物建築主等は、事業用大規模建築物, その敷地内その他適切な場所に保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 前2項に定めるもののほか、旧町区域内におけるこの条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(京都市乳幼児医療費支給条例の一部改正)

第29条 京都市乳幼児医療費支給条例の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書を削り、附則第2項を次のように改める。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 2 旧京北町乳幼児医療費助成条例(以下「旧町条例」という。)の規定によってした処分, 手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
附則に次の2項を加える。
- 3 旧町条例の規定により医療費の支給を受けることができる者であって、京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧町条例第5条第1項の規定による申請を行っていないものは、編入日以後に第4条第1項の規定による申請

を行うことができる。

- 4 旧町条例の規定により医療費の支給を受けていた者であって、編入日以後にこの条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなるものに係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、編入日前においても行うことができる。

(京都市地域水道条例の一部改正)

第30条 京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表宕陰簡易水道の項の次に次の9項を加える。

| | |
|-----------------|--|
| <p>黒田簡易水道</p> | <p>京都市右京区京北灰屋町由里ノ下，同区京北上黒田町水野，同区京北上黒田町上農，同区京北上黒田町吉野，同区京北上黒田町森本，同区京北上黒田町草原，同区京北上黒田町瀧坂，同区京北上黒田町上水出，同区京北上黒田町水出，同区京北上黒田町上河原，同区京北上黒田町川間，同区京北宮町宮野，同区京北宮町上田野，同区京北宮町笹部，同区京北宮町日吉，同区京北宮町上總，同区京北宮町黒野，同区京北下黒田町塩野，同区京北下黒田町鶴野，同区京北下黒田町野山，同区京北下黒田町清水，同区京北下黒田町掛尾及び同区京北下黒田町井花の各一部</p> |
| <p>京北北部簡易水道</p> | <p>京都市右京区京北小塩町恵美酒，同区京北小塩町初川口，同区京北小塩町宇津輪，同区京北小塩町今井，同区京北小塩町ヌグイ，同区京北小塩町水木，同区京北小塩町上野，同区京北小塩町田中，同区京北小塩町森脇，同区京北小塩町坊野，同区京北小塩町上坂，同区京北小塩町丸山，同区京北小塩町西谷口，同区京北小塩町西附，同区京北初川町初川口，同区京北初川町縄手，同区京北初川町口山田，同区京北初川町北平，同区京北井戸町上町，同区京北井戸町丸山，同区京北井戸町才神，同区京北井戸町上台，同区京北井戸町下台，同区京北井戸町小塩口，同区京北井戸町神子ケ市，同区京北井戸町甘ケ市，同区京北井戸町峯山及び同区京北井戸町吹ケ谷の各一部</p> |
| | <p>京都市右京区京北大野町廣畑，同区京北大野町横枕，同区京北大野町西三角，同区京北大野町長池，同区京北大野町小野ケ市，同区京北大野町小野内，同区京北大野町清水，同区京北大野町時杠渡，同区京北大野町森田，同区京北大野町小倉，同区京北大野町菖蒲ケ回互，同区京北比賀江町長塚，同区京北比賀江町院谷，同区京北比賀江町田布施，同区京北比賀江町亀ノ甲，同区京北比賀江町藤原，同区京北比賀江町口烏谷，同区京北比賀江町勝山，同区京北比賀江町中西，同区京北比賀江町坊ヶ瀬，同区京北比賀江町東谷，同区京北比賀江町部曾谷，同区京北比賀江町川久保，同区京北比賀江町宮ノ前，同区京北比賀江町水落，同区京北比賀江町東中溝，同区京北中江町中田，同区京北中江町横手，同区京北中江町上ノ町，同区京北中江町谷川尻，同区京北中江町清水尻，同区京北中江町下ノ町，同区京北塔町上ノ段，同区京北塔町田布施，同区京北塔町狭間谷，同区京北塔町木戸野，同区京北塔町三明谷，同区京北塔町郷藏前，同区京北塔町宮ノ前，同区京北塔町愛宕谷，同区京北塔町宮ノ上，同区京北塔町中筋浦，同区京北塔町三明谷ノ上，同区京北塔町隠谷，同区京北辻町狭間ノ元，同区京北辻町藤野ノ元，同区京</p> |

京北中部簡易水道

北辻町下河原，同区京北辻町馬場東，同区京北辻町左近繩手，同区京北辻町日吉ノ元，同区京北辻町権現ノ元，同区京北辻町宮ノ前，同区京北辻町清水谷，同区京北辻町向河原，同区京北鳥居町西山ノ元，同区京北鳥居町松根，同区京北鳥居町宮ノ元，同区京北鳥居町赤穂田，同区京北鳥居町向河原，同区京北鳥居町宇川，同区京北鳥居町床波，同区京北鳥居町市無，同区京北鳥居町中山田，同区京北鳥居町昇尾，同区京北鳥居町伏拜，同区京北鳥居町繩手，同区京北下町藤原，同区京北下町樋爪，同区京北下町釜口谷山田，同区京北下町江尻，同区京北下町萱野，同区京北下町畑ケ谷，同区京北下町岩ノ元，同区京北下町森ケ坪，同区京北下町山ノ鼻，同区京北下町川端，同区京北下町岩ノ上，同区京北下町船坂，同区京北下町折谷，同区京北下町畑野，同区京北下町清水尻，同区京北下町谷川尻，同区京北下町島崎，同区京北下町上ケ市，同区京北下町殿橋ノ元，同区京北熊田町木戸ケ谷，同区京北五本松町垣内，同区京北五本松町平谷，同区京北五本松町下八面田，同区京北五本松町セバトロ，同区京北五本松町セバト，同区京北五本松町谷田ケ沢，同区京北五本松町吉谷，同区京北五本松町下川原，同区京北五本松町東里，同区京北五本松町下里，同区京北五本松町西山，同区京北五本松町西稲川原，同区京北五本松町中稲川原，同区京北五本松町上川原，同区京北五本松町稲谷口，同区京北五本松町小山越，同区京北五本松町上八面田，同区京北五本松町新稲谷口，同区京北周山町百ノ角，同区京北周山町小柳，同区京北周山町タツブリ，同区京北周山町北谷，同区京北周山町上太田，同区京北周山町太田，同区京北周山町下太田，同区京北周山町卯瀧谷，同区京北周山町猪ノ谷，同区京北周山町岩ケ谷，同区京北周山町宮ノ下，同区京北周山町上植代，同区京北周山町上代，同区京北周山町馬場瀬，同区京北周山町上寺田，同区京北周山町下寺田，同区京北周山町高梨子，同区京北周山町西丁田，同区京北周山町下台，同区京北周山町東丁田，同区京北周山町上ケ市，同区京北周山町室谷，同区京北周山町下岩ケ谷，同区京北周山町中ケ市，同区京北周山町下ケ市，同区京北周山町泓，同区京北周山町経塚，同区京北周山町河端，同区京北周山町上ノ段，同区京北周山町明ケ市，同区京北周山町森ノ下，同区京北周山町森ノ尾，同区京北周山町綾ノ森，同区京北周山町ダイラ，同区京北周山町アチラ谷，同区京北周山町中山，同区京北周山町太年，同区京北周山町城山，同区京北周山町河原谷，同区京北周山町杉ケ谷，同区京北周山町大山及び同区京北周山町中嶋の各一部

京都市右京区京北上中町中ノ通，同区京北上中町制札，同区京

北上中町東溝端，同区京北上中町上ノ山，同区京北上中町久保谷，同区京北上中町城，同区京北上中町九免状，同区京北上中町宮ノ本，同区京北上中町燈明繩手，同区京北上中町筒江口，同区京北上中町神宮寺，同区京北上中町稲谷，同区京北上中町宮ノ下，同区京北上中町鹿路口，同区京北上中町太田，同区京北上中町宮ノ谷，同区京北上中町宮ノ前，同区京北上中町繩手，同区京北上中町城下町，同区京北下中町古札場，同区京北下中町経田，同区京北下中町七町田，同区京北下中町赤田，同区京北下中町芝崎，同区京北下中町柿木通，同区京北下中町小沢，同区京北下中町西石原，同区京北下中町東石原，同区京北下中町勝山田，同区京北下中町下町田，同区京北下中町町田，同区京北下中町上町田，同区京北下中町河原田，同区京北下中町東上ノ山，同区京北下中町寺ノ下，同区京北下中町鳥谷，同区京北下中町西上ノ山，同区京北下中町下河原，同区京北下中町地神，同区京北下中町相伴田，同区京北下中町新七町田，同区京北下中町新柿ノ木，同区京北下中町新西石原，同区京北下中町新溝尻，同区京北下中町新相伴田，同区京北下中町新地神，同区京北下中町新桜，同区京北下中町新赤田，同区京北下中町新ヤタ田，同区京北下弓削町鳴滝，同区京北下弓削町町下，同区京北下弓削町辻ノ元，同区京北下弓削町町子，同区京北下弓削町中川原，同区京北下弓削町西溝，同区京北下弓削町辻ノ下，同区京北下弓削町狭間谷口，同区京北下弓削町勝山，同区京北下弓削町中ノ元，同区京北下弓削町明神川原，同区京北下弓削町カ々田，同区京北下弓削町出合，同区京北下弓削町杉森，同区京北下弓削町沢ノ奥，同区京北下弓削町二反通，同区京北下弓削町井下，同区京北下弓削町神楽田，同区京北下弓削町金屋，同区京北下弓削町東横溝，同区京北下弓削町鎌川原，同区京北下弓削町川ナ辺，同区京北下弓削町西繩手，同区京北下弓削町西横溝，同区京北下弓削町神ノ本，同区京北下弓削町洲崎，同区京北下弓削町下川原，同区京北下弓削町下垣内，同区京北下弓削町西浦，同区京北下弓削町辻ノ上，同区京北下弓削町中垣内，同区京北下弓削町上垣内，同区京北下弓削町狭間谷，同区京北下弓削町久バナ，同区京北下弓削町欠口，同区京北下弓削町掛上り，同区京北下弓削町町田，同区京北下弓削町西櫻，同区京北下弓削町宮川，同区京北下弓削町沢，同区京北下弓削町矢谷，同区京北下弓削町清田，同区京北塩田町橙田，同区京北塩田町椎ノ川原，同区京北塩田町七町田，同区京北塩田町迎田，同区京北塩田町折戸，同区京北塩田町神楽田，同区京北塩田町源次郎川原，同区京北塩田町ズリノ下，同区京北塩田町塩田，同区京北塩田町内塩田，同区京北塩田町榎町，同区京北塩田町

弓削簡易水道

屋敷畑，同区京北塩田町藏ノ本，同区京北塩田町寺ノ前，同区京北塩田町高畑，同区京北塩田町山角，同区京北塩田町矢谷前，同区京北塩田町新内塩田，同区京北塩田町新東塩田，同区京北井崎町シガ田，同区京北井崎町東大道，同区京北井崎町東中道，同区京北井崎町向中道，同区京北井崎町アタゴ，同区京北井崎町宮ノ下，同区京北井崎町北畑，同区京北井崎町北里，同区京北井崎町三反田，同区京北井崎町流レ田，同区京北井崎町南畑，同区京北井崎町東里，同区京北井崎町上，同区京北井崎町中，同区京北井崎町下，同区京北赤石町鳥谷小迫口，同区京北赤石町鳥ケ口，同区京北赤石町岩方ノ坪，同区京北赤石町山篋ノ坪，同区京北赤石町岩ケ坪，同区京北赤石町滝ケ谷，同区京北田貫町茂谷，同区京北田貫町宮ノ前，同区京北田貫町宮ノ上，同区京北田貫町イカミ谷，同区京北田貫町駒谷，同区京北田貫町室次谷，同区京北田貫町宮ノ後，同区京北田貫町見作，同区京北田貫町赤石口，同区京北田貫町川ナベ，同区京北田貫町アラキ，同区京北田貫町鳥谷，同区京北田貫町ヤタ田，同区京北田貫町早迫，同区京北田貫町櫻見谷，同区京北田貫町室ノ奥，同区京北田貫町北篋，同区京北田貫町岩谷，同区京北田貫町檀町，同区京北田貫町宮ノ下，同区京北田貫町湊田，同区京北田貫町水谷，同区京北田貫町下町，同区京北田貫町宗庵谷，同区京北田貫町廿代，同区京北田貫町フケ，同区京北田貫町手中谷，同区京北田貫町駒谷篋，同区京北上弓削町百合ノ鼻，同区京北上弓削町下石浦，同区京北上弓削町上石浦，同区京北上弓削町米津，同区京北上弓削町森口，同区京北上弓削町柿本，同区京北上弓削町下市ノ台，同区京北上弓削町上市ノ台，同区京北上弓削町堂ケ谷，同区京北上弓削町櫻木，同区京北上弓削町白ケ谷，同区京北上弓削町鶉子，同区京北上弓削町初田，同区京北上弓削町千谷口，同区京北上弓削町舟，同区京北上弓削町段，同区京北上弓削町大前，同区京北上弓削町谷田口，同区京北上弓削町横枕，同区京北上弓削町川原，同区京北上弓削町下谷口，同区京北上弓削町櫻町，同区京北上弓削町寸田，同区京北上弓削町木戸口，同区京北上弓削町宮ノ下，同区京北上弓削町上谷口，同区京北上弓削町百合ノ下，同区京北上弓削町宮ノ本，同区京北上弓削町西谷，同区京北上弓削町大我屋，同区京北上弓削町荒倉，同区京北上弓削町荒骨，同区京北上弓削町久保ノ本，同区京北上弓削町縄手，同区京北上弓削町五月女，同区京北上弓削町西沢，同区京北上弓削町東沢，同区京北上弓削町小笹縄手，同区京北上弓削町神ノ本，同区京北上弓削町上ノ町，同区京北上弓削町中久保，同区京北上弓削町下ノ町，同区京北上弓削町上ノ段，同区京北上弓削町東卯ノ元，同区京北上弓削町岡ノ元，

同区京北上弓削町岩ヶ鼻，同区京北上弓削町迫尻，同区京北上弓削町山本ノ下，同区京北上弓削町東中筋，同区京北上弓削町中筋，同区京北上弓削町長塚，同区京北上弓削町下中筋，同区京北上弓削町西中筋，同区京北上弓削町上二反目，同区京北上弓削町スノコバシ，同区京北上弓削町沢ノ尻，同区京北上弓削町鴨鼻，同区京北上弓削町森本，同区京北上弓削町見上谷，同区京北上弓削町大客路，同区京北上弓削町笹壁谷口，同区京北上弓削町奥ノ下，同区京北上弓削町牛子谷，同区京北上弓削町山鼻，同区京北上弓削町久保瀬，同区京北上弓削町柴原段，同区京北上弓削町中ノ町，同区京北上弓削町前川，同区京北上弓削町油利ノ下，同区京北上弓削町脇田，同区京北上弓削町天津本，同区京北上弓削町段上ノ下，同区京北上弓削町栃本，同区京北上弓削町弾正，同区京北上弓削町下夏路，同区京北上弓削町上夏路，同区京北上弓削町高山ノ下，同区京北上弓削町小穂谷，同区京北上弓削町下山田，同区京北上弓削町柳田，同区京北上弓削町溝尻及び同区京北上弓削町筒江の各一部

京都市右京区京北宇野町エボシ，同区京北宇野町南ノ本，同区京北宇野町甘谷，同区京北宇野町下縄手，同区京北宇野町久保ノ鼻，同区京北宇野町ササラ，同区京北宇野町谷ノ本，同区京北宇野町杉縄手，同区京北宇野町広野，同区京北宇野町中字野，同区京北宇野町奥仲，同区京北浅江町川西，同区京北浅江町下夕目，同区京北浅江町鍋谷，同区京北浅江町川東，同区京北浅江町上エ段，同区京北浅江町縄手，同区京北西町下迫田，同区京北西町上ノ垣内，同区京北西町平垣内，同区京北西町松月，同区京北西町大坪代，同区京北西町西ノ本，同区京北西町中通，同区京北矢代中町馬場谷道ノ下，同区京北矢代中町仲ノ下，同区京北矢代中町正雲庵，同区京北矢代中町宮ヶ谷，同区京北矢代中町エゴノシタ，同区京北矢代中町大倉，同区京北矢代中町百合ノ下，同区京北矢代中町馬場谷道ノ上，同区京北漆谷町大蔵，同区京北漆谷町投ヶ，同区京北漆谷町二河，同区京北漆谷町越田，同区京北漆谷町南谷，同区京北漆谷町谷北，同区京北漆谷町東野，同区京北漆谷町堺谷，同区京北漆谷町川東，同区京北漆谷町川西，同区京北漆谷町船里，同区京北漆谷町西野，同区京北熊田町松ヶ下，同区京北熊田町廣野，同区京北下熊田町萱ノ谷，同区京北下熊田町座頭谷，同区京北下熊田町峠菖蒲谷，同区京北下熊田町泓ヶ，同区京北下熊田町岩ヶ谷，同区京北下熊田町宮ノ前，同区京北下熊田町保井谷，同区京北下熊田町十王前，同区京北下熊田町妙見谷，同区京北下熊田町杉ノ谷，同区京北下熊田町小山田輪，同区京北下熊田町前田谷，同区京北下熊田町岡ノ渕，同区京北下熊田町坂原中ノ谷，同区京北下

| | |
|--------|---|
| | <p>熊田町南，同区京北下熊田町上沢，同区京北下熊田町鍋谷，同区京北下熊田町岩楯，同区京北下熊田町藪ノ下，同区京北下熊田町岩ヶ坪，同区京北下熊田町木短田，同区京北下熊田町東旦，同区京北下熊田町南平，同区京北下熊田町西平，同区京北下熊田町中平，同区京北下熊田町東平，同区京北周山町溯ノ上，同区京北周山町フケ，同区京北周山町山キハ，同区京北柏原町保木，同区京北柏原町山根，同区京北柏原町フケ，同区京北柏原町高野谷，同区京北柏原町ハブ，同区京北柏原町高瀬，同区京北柏原町東谷，同区京北柏原町畑ケ中，同区京北柏原町冬サコ，同区京北柏原町川北，同区京北柏原町川南，同区京北弓槻町恋月，同区京北弓槻町東垣内，同区京北弓槻町南ノ下，同区京北弓槻町坊ノ下，同区京北弓槻町切畠，同区京北弓槻町西山，同区京北弓槻町東山，同区京北弓槻町段ノ上，同区京北弓槻町下山，同区京北弓槻町神殿垣内，同区京北弓槻町ズン越，同区京北栃本町宮ノ前，同区京北栃本町川合，同区京北栃本町東町，同区京北栃本町西町，同区京北栃本町南川原，同区京北栃本町正尺，同区京北栃本町打田，同区京北中地町愛宕，同区京北中地町中地平，同区京北中地町平ノ平，同区京北中地町横谷口，同区京北中地町瀧ノ肩，同区京北中地町四ノ坪，同区京北中地町蛸谷口，同区京北中地町奥ノ町，同区京北中地町駒ヶ原，同区京北中地町甲田，同区京北中地町渡ヶ瀬，同区京北中地町出張，同区京北中地町平野，同区京北明石町東代，同区京北明石町西代，同区京北明石町下免，同区京北明石町西久保，同区京北明石町橋下，同区京北明石町明石谷，同区京北明石町宮下，同区京北下宇津町東畑，同区京北下宇津町東街内，同区京北下宇津町中街内，同区京北下宇津町西街内，同区京北下宇津町庄ノ谷，同区京北下宇津町大平，同区京北下宇津町宮ノ下，同区京北下宇津町向ヒ山，同区京北下宇津町戸堀，同区京北下宇津町前田，同区京北下宇津町寺ノ下，同区京北下宇津町櫻ノ坪，同区京北下宇津町奥川原，同区京北下宇津町下，同区京北下宇津町中及び同区京北下宇津町上の各一部</p> |
| 熊田簡易水道 | <p>京都市右京区京北熊田町雨ヶ岳，同区京北熊田町小田原谷，同区京北熊田町善花坊，同区京北熊田町奥山口，同区京北熊田町四通り田，同区京北熊田町高谷，同区京北熊田町白草ノシタ，同区京北熊田町沖代，同区京北熊田町坊ノシタ，同区京北熊田町坊，同区京北熊田町東ノ本，同区京北熊田町山伏ノ本，同区京北熊田町呷ヶ鼻，同区京北熊田町宮ノ前，同区京北熊田町梅ノ木谷，同区京北熊田町深毛，同区京北熊田町縄手ノ下及び同区京北熊田町矢谷口の各一部</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>細野簡易水道</p> | <p>京都市右京区京北細野町余野谷西平，同区京北細野町上之町，同区京北細野町二ツ橋，同区京北細野町笠峠，同区京北細野町向垣内，同区京北細野町下垣内，同区京北細野町枇杷垣内，同区京北細野町井根砂子，同区京北細野町不動ヶ谷，同区京北細野町宮ノ上，同区京北細野町下壬生垣内，同区京北細野町上壬生垣内，同区京北細野町滝ノ向，同区京北細野町中之里，同区京北細野町下之里，同区京北細野町西ノ垣内，同区京北細野町茨久保，同区京北細野町東ノ垣内，同区京北細野町下ノ垣内，同区京北細野町雲作垣内，同区京北細野町日本丸垣内，同区京北細野町栢尾谷，同区京北細野町下ノ本，同区京北細野町久保，同区京北細野町久留尾南，同区京北細野町久留尾北，同区京北細野町上ノ町，同区京北細野町野原，同区京北細野町田中代，同区京北細野町八ノ坪，同区京北細野町西垣内，同区京北細野町東垣内，同区京北細野町家ノ下，同区京北細野町妙見，同区京北細野町崩，同区京北細野町風ヶ鼻，同区京北細野町大畑，同区京北細野町尾鼻，同区京北細野町京極，同区京北細野町東山，同区京北細野町中之垣内，同区京北細野町信濃垣内及び同区京北細野町久留尾の各一部</p> |
| <p>灰屋飲料水供給施設</p> | <p>京都市右京区京北灰屋町上ノ鳴，同区京北灰屋町舌ノ本，同区京北灰屋町段ノ本，同区京北灰屋町塩野，同区京北灰屋町火打岩，同区京北灰屋町高山及び同区京北灰屋町塩ノ谷の各一部</p> |
| <p>余野飲料水供給施設</p> | <p>京都市右京区京北細野町見通，同区京北細野町坂本及び同区京北細野町上北の各一部</p> |

(京都市市営住宅条例の一部改正)

第31条 京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「転貸するための住宅」の右に「及び中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅」を加える。

第2条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅をいう。

第6条第1項各号列記以外の部分中「市営住宅」の右に「(特定公共賃貸住宅を除く。)」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(特定公共賃貸住宅への入居の申込者の資格)

第7条の2 特定公共賃貸住宅への入居の申込みは、第6条第1項第1号に掲げる要件のほか、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条各号に掲げる要件を備える者でなければ、することができない。

第8条中「前条」を「第7条」に改める。

第9条後段中「第6条第1項」の右に「又は第7条の2」を加える。

第14条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「含む。）」の右に「又は第7条の2に規定する要件」を加える。

第15条の見出し中「額」を「額等」に改め、同条第5項中「いう。）」の右に「、周山市営住宅並びに特定公共賃貸住宅」を加え、同条に次の2項を加える。

6 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該特定公共賃貸住宅の家賃を減額することができる。

7 前項の規定による減額は、第5項の家賃の額と別に定める入居者が負担すべき

額（以下「入居者負担額」という。）との差額を当該家賃から控除することにより行うものとする。

第16条第1項中「市営住宅」の右に「（特定公共賃貸住宅を除く。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第17条の見出し中「家賃」を「家賃等」に改め、同条各号列記以外の部分中「各号」の右に「（特定公共賃貸住宅の入居者又は同居する親族にあっては、第3号及び第5号に限る。）」を加え、「一」を「いずれか」に改め、「家賃」の右に「（第15条第6項の規定による家賃の減額をする特定公共賃貸住宅にあっては、入居者負担額）」を加える。

第26条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「又は二条市営住宅」を「二条市営住宅又は周山市営住宅」に改め、「の家賃の額」の右に「（特定公共賃貸住宅にあっては、第15条第5項に規定する家賃の額。次項において同じ。）」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

第27条第1項中「超える市営住宅」の右に「（特定公共賃貸住宅を除く。）」を加える。

第37条第1項中「改良住宅等」の右に「及び特定公共賃貸住宅」を加える。

附則第10項を附則第16項とし、附則第9項の次に次の6項を加える。

（京北町の区域の編入に伴う経過措置）

10 京北町の区域の編入の際現に旧京北町営住宅設置並びに管理条例（以下「旧町営住宅条例」という。）第8条第2項又は旧京北町営特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（以下「旧町営特定住宅条例」という。）第7条第2項の規定による決定を受けて次の表の左欄に掲げる町営住宅（旧町営住宅条例第2条第1号に規定する町営住宅をいう。）又は特定公共賃貸住宅（旧町営特定住宅条例

第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。) (以下「町営住宅等」という。)に入居している者は、同表の右欄に掲げる市営住宅について、第3条の規定による承認を受けたものとみなす。

| | |
|---------------------|-------------|
| 鳥 谷 団 地 | 鳥 谷 市 営 住 宅 |
| 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 鳥 谷 | |
| 周 山 団 地 | 周 山 市 営 住 宅 |
| 橋 向 団 地 | 橋 向 市 営 住 宅 |

1 1 京北町の区域の編入の際現に旧町営住宅条例第12条又は旧町営特定住宅条例第12条の規定による承認を受けて前項の表の左欄に掲げる町営住宅等の入居者と同居している者は、同表の右欄に掲げる市営住宅について、第23条の規定による承認を受けたものとみなす。

1 2 前2項に規定するもののほか、旧町営住宅条例又は旧町営特定住宅条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

1 3 附則第10項の表の右欄に掲げる市営住宅の入居者に対する第18条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、旧町営住宅条例第11条第4項に規定する入居可能日を第12条第1項第4号に規定する家賃徴収開始日とみなす。

1 4 旧町営特定住宅条例第18条第1項又は旧町営特定住宅条例第19条第1項の規定により納入された敷金は、第19条第1項の規定により納入されたものとみなす。

1 5 京北町の区域の編入の前日にした旧町営住宅条例又は旧町営特定住宅条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、同日以後も、これらの条例の例による。

別表大覚寺市営住宅の項の次に次の3項を加える。

| | |
|--------|----------------|
| 鳥谷市営住宅 | 京都市右京区京北下中町鳥谷 |
| 周山市営住宅 | 京都市右京区京北周山町上代 |
| 橋向市営住宅 | 京都市右京区京北周山町上ノ段 |

(京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部改正)

第32条 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 7 京北町の区域の編入の日前に同町の区域内において自動販売機により指定容器に収納した飲料を販売する事業を行っている者は、平成17年6月30日までに、第10条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 8 前項の規定による届出をした者は、第10条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

(京都市環境影響評価等に関する条例の一部改正)

第33条 京都市環境影響評価等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 14 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前の同町の区域内で実施される対象事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの(第1号に掲げるものにあつては、編入日以後その内容を変更せず、又は第28条第2項に規定する別に定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第2章から第7章までの規定は、適用しない。

(1) 編入日前に免許等が与えられた事業

(2) 編入日から起算して6月を経過する日までに工事に着手する事業

(京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部改正)

第34条 京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 京北町の区域の編入の日前の同町の区域内においては、この条例の規定は、平成17年4月28日以後に第11条第1項第1号に規定する申請又は通知がされる中高層建築物等の建築について適用する。

(京都市介護保険条例の一部改正)

第35条 京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

13 旧京北町介護保険条例（以下「旧町条例」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

14 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前の同町の区域内に住所を有する者の平成17年度分までの保険料の額の算定方法及び減免については、旧町条例の例による。

15 編入日前に旧町条例の規定により発せられた督促状に係る督促手数料については、編入日以後も、旧町条例第6条の規定の例により、徴収することができる。

16 編入日前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用につい

ては、編入日以後も、旧町条例の例による。

(京都市情報公開条例の一部改正)

第36条 京都市情報公開条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(この条例の施行に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の京都市公文書の公開に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の京都市情報公開条例の相当規定によってしたものとみなす。

附則第3項及び第4項を削り、附則第5項を附則第3項とし、同項の次に次の2項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

4 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に旧京北町情報公開条例(以下「旧町条例」という。)第5条の規定による公文書の開示の請求(議会に対するものを除く。以下同じ。)を行ったものであって、編入日前に旧町条例第9条第1項の規定による決定を受けていないものは、編入日後新たに当該公文書に係る事務を所管することとなった実施機関に対し、第5条の規定による公開の請求を行ったものとみなす。

5 編入日前に、旧町条例第9条第6項の規定により第三者(本市、京北町、国及び他の地方公共団体並びにこれらに準じる団体並びに旧町条例第5条の規定による公文書の開示の請求を行ったもの以外のものをいう。)の意見を聴いた場合において、当該第三者によって提出された書類が第13条第3項に規定する反対意見書に相当すると認められるときは、反対意見書の提出があったものとみなす。

附則第6項を次のように改める。

6 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為（議会が行い、又は議会に対して行ったものを除く。）は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

附則中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を削る。

（京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部改正）

第37条 京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1第2区の項中「右京区」の右に「（京北町の区域の編入の日前の同町の区域を除く。）」を加える。

（京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例の一部改正）

第38条 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（京北町の区域の編入に伴う経過措置）

4 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（以下「府条例」という。）第8条第1項の規定による届出（保管用地が編入日前の同町の区域内（以下「旧町区域内」という。）にあるものに限る。）をした者は、第3条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

5 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる者については、平成17年6月30日までは、適用しない。

(1) 第5条 前項の規定により第3条第1項の規定による届出をしたものとみなされる者

(2) 第7条第1項 編入日前に旧町区域内において同項に規定する産業廃棄物

処理施設を設置している者

(3) 第7条第2項 編入日前に旧町区域内において同項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している産業廃棄物処理業者

6 編入日前に府条例第10条第1項に規定する運搬指示票(保管用地が旧町区域内にあるものに限る。)を交付した事業者及び当該運搬指示票の交付を受けて産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、編入日以後は、当該運搬指示票を第6条第1項に規定する運搬指示票とみなして、同条の規定を適用する。

7 第9条第3項、第10条及び第11条の規定は、旧町区域内については、平成17年6月30日までは、適用しない。

8 編入日前にした府条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、編入日以後も、府条例の例による。

9 附則第4項から前項までに定めるもののほか、旧町区域内におけるこの条例の適用に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部改正)

第39条 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

4 京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前の同町の区域内(以下「旧町区域内」という。)における対象建築物等の建築等で、編入日前に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による通知をし、又は当該建築等の工事に着手しているものについては、この条例の規定(第10条を除く。)は、適用しない。

5 京北町の区域の編入の際現に旧町区域内に存する対象建築物等の用途の変更で、

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第9号）附則第2条に規定する類似の用途相互間で行うものについては、第8条第1項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

（関係条例の一部改正）

- 2 京都市公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

- 4 京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

（総務局合併推進室）